

第3期大和高田市子ども・子育て支援事業計画

**令和7年3月
大和高田市**

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格と位置づけ	4
3. 計画の対象	5
4. 計画の期間	5
5. 計画の策定方法	6
第2章 子どもをとりまく現状	7
1. 大和高田市の概況	7
2. 少子化の動向	8
3. 家族や地域の状況	14
4. 行政サービスの状況	17
5. 子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の概要	24
6. 現状と課題の整理	25
第3章 第2期計画のふりかえり	27
第4章 計画の基本的な考え方	33
1. 基本理念	33
2. 基本的視点	34
3. 基本目標	35
4. 施策の体系	36
第5章 施策の展開	37
基本目標Ⅰ 心豊かで健やかな子どもが育つ環境づくり	37
基本目標Ⅱ 安心とゆとりのある子育て環境づくり	43
基本目標Ⅲ 子育て支援サービスの充実	48
基本目標Ⅳ すべての子育て家庭への支援	54

第6章 事業計画	57
1. 児童人口の見込み	57
2. 教育・保育提供区域の設定	58
3. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制	58
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	62
5. 学校教育・保育の推進体制	72
 第7章 計画の推進に向けて	 73
1. 各主体の役割	73
2. 計画の推進体制	74
 資料編	 75
1. 大和高田市子ども・子育て会議条例	75
2. 大和高田市子ども・子育て会議委員名簿	77

第 1 章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1

計画策定の趣旨

わが国では、少子高齢化・人口減少がとどまることなく進行しており、国では、若年人口が急激に減少する2030年までが少子化に対処する重要な分岐点であり、最後のチャンスであるとの認識のもと、令和5年12月に「こども未来戦略」を策定しました。これまでにない抜本的な政策強化を図るための「加速化プラン」を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるため、令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立しました。

さらに、国では、「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して」、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法律として、「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。また、令和5年12月には、こども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

本市においては、令和2年3月に「第2期大和高田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し本市の子ども・子育て支援施策を推進してきました。この計画が令和6年度に計画期間満了を迎えることから、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年10月1日施行）の事項を盛り込んだ「第3期大和高田市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとします。

■子ども・子育てに関する法律・制度等の経緯

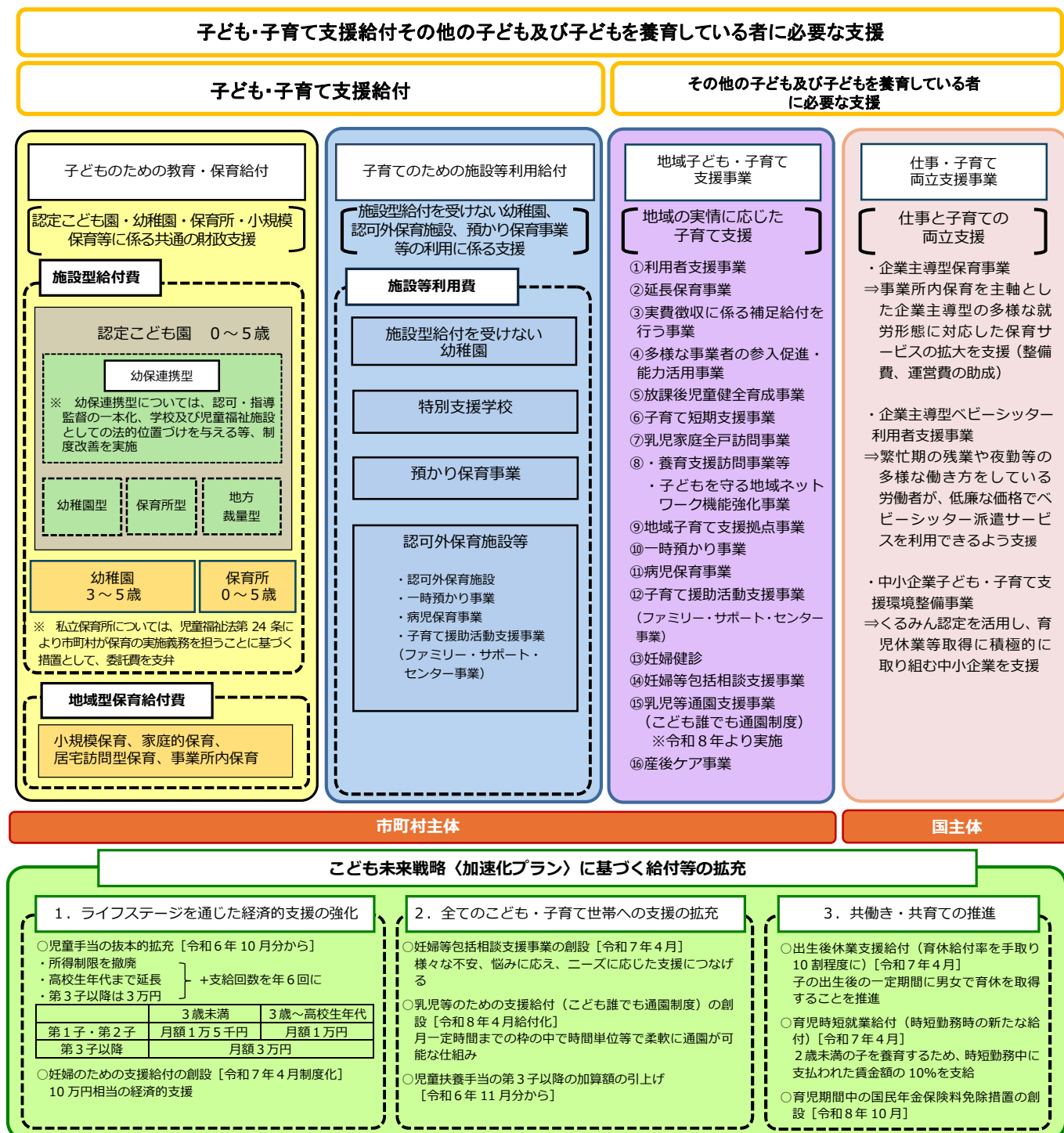
	法律・制度等	内容
平成 27 年 (2015 年)	子ども・子育て支援法関連 3 法施行	・ 子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
平成 30 年 (2018 年)	子ども・子育て支援法等の一部改正	・ 保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定 子どもの利用者負担の引き下げ
令和元年 (2019 年)	子供の貧困対策に関する大綱（第 2 次）改定	・ 学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備 ・ 妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援 ・ 生活困窮家庭の親の自立支援
令和 2 年 (2020 年)	少子化社会対策大綱（第 4 次）改定	・ 「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策 ・ 結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立、地域・社会による子育て支援、経済的支援
令和 3 年 (2021 年)	子供・若者育成支援推進大綱（第 3 次）改定	・ 全ての子供・若者の健やかな育成、困難を有する子供・若者やその家族の支援、創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、子供・若者の成長のための社会環境の整備、子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援
令和 4 年 (2022 年)	こども基本法成立 (令和 5 年 4 月 1 日施行)	・ 子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法 ・ 施策に対する子ども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、関係者相互の有機的な連携の確保
令和 5 年 (2023 年)	こども大綱の閣議決定 (令和 5 年 12 月 22 日)	・ こども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等 ・ 少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困に関する大綱の 3 大綱を一元化
令和 6 年 (2024 年)	こどもまんなか実行計画の決定	・ こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン
	次世代育成支援対策推進法改正	・ 令和17年（2035年）3月末までの時限立法に再延長
	子ども・子育て支援法等の一部改正 (令和 6 年 6 月 5 日)	・ ライフステージを通じた経済的支援の強化 ・ 全てのこども・子育て世帯への支援の拡充 ・ 共働き・共育での推進 ・ 給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進
	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正 (令和 6 年 6 月 26 日)	・ 法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とする ・ こども大綱の記述を踏まえ、目的及び基本理念において、解消すべき「こどもの貧困」を具体化

■子ども・子育て支援制度の全体像

子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援制度は、「子ども・子育て支援給付」と「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」に大別され、令和5年12月に成立した「こども未来戦略」に基づいて給付等の拡充が行われました。

また、地域子ども・子育て支援事業の法定13事業は、第3期計画において法改正により新規の3事業が追加され、各市町村が地域の実情に応じて推進することとされています。（子ども・子育て支援法第59条）

図表 制度における給付・事業の全体像



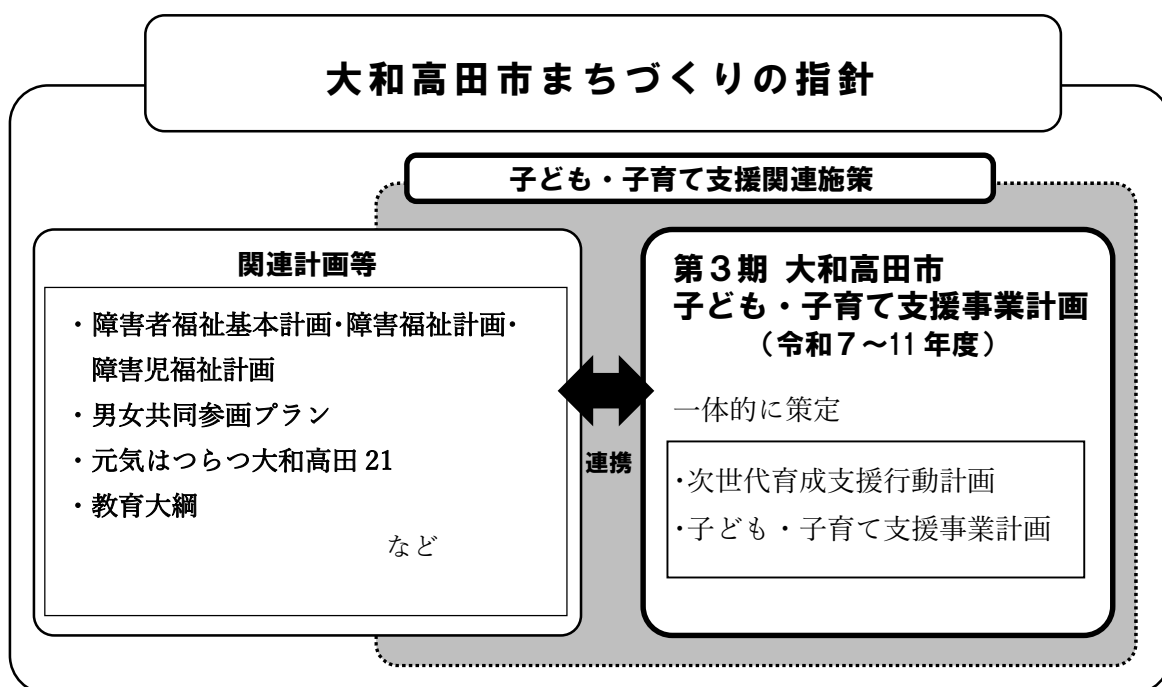
2

計画の性格と位置づけ

本計画は、平成 27 年 3 月まで取り組んできました「次世代育成支援行動計画」での取組の評価を踏まえ、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」および、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定することにより、本市の子育て支援施策が充実するよう、実効性のある計画として推進してまいります。

また、この計画は、国・県の子育て支援の関連計画をはじめ、本市の上位計画や関連の分野別計画との整合性を持ったものとします。

【計画の位置付けイメージ（他計画との関係図）】



3

計画の対象

本計画における「子ども」とは、18歳未満のすべての子どもをさします。これらすべての子どもと子どもを持つ家庭が本計画の第一義的な対象となりますが、子ども・子育て支援新制度は“社会全体による支援”を視点に置いて進めるべきものであることから、本計画の対象は、行政はもとより本市に暮らすすべての子どもと子どもを持つ家庭、地域、学校、企業等すべての個人及び団体とします。

4

計画の期間

この計画は、令和7年度（2025年度）を初年度として、令和11年度（2029年度）までの5年間の計画期間とします。

また、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、計画の実効性を高めるために、必要に応じて見直します。

西暦	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
和暦	令和					令和				
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	第2期大和高田市子ども・子育て支援事業計画									
						第3期大和高田市子ども・子育て支援事業計画				

幅広い分野にわたって子育て支援を展開していくためには、計画の策定段階より、さまざまな立場からの意見を十分に反映していくことが大切です。市行政の関係部局による全庁的な取り組み体制を整えるとともに、市民や地域の声を聴く機会を積極的に設け、市民と行政が一体となって計画を策定しました。

（１）「大和高田市子ども・子育て会議」の設置

市民、学識経験者、児童の健全育成を目的とする団体の代表、児童福祉、保健・医療機関等の関係者、一般事業者の代表で構成する「大和高田市子ども・子育て会議」を設置し、本計画に対する提言をいただきます。

（２）市民の意見の反映

本計画を策定するにあたっては、令和６年３月に、市内の就学前児童の保護者 1,500 人と小学生の保護者 1,000 人に対する「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、市民ニーズの把握に努めました。

第 2 章 子どもをとりまく現状

第2章 子どもをとりまく現状

1

大和高田市の概況

(1) 市のあゆみ

大和高田市は、昭和 23 年（1948 年）1 月 1 日、奈良市に次いで、県下 2 番目の市として市制を施行し、平成 30 年（2018 年）1 月 1 日には市制施行 70 周年という節目を迎えました。

(2) 地理および交通条件

大和高田市の地形は、奈良盆地の西南隅に位置しており、葛城山麓の扇状地が新庄町（現：葛城市）方向から高田へ、そして、二上山麓から流れた扇状地が高田を経て曲川（橿原市）にいたっています。全市域にわたり、ほぼ平たんな地形となっています。

中将姫伝説の當麻寺（葛城市）、世界遺産の法隆寺（斑鳩町）、古代ロマンあふれる明日香村などへ 30 分程度の至便な立地条件です。

特に、大阪との文化、経済的なかかわりが深いために、南北近鉄線、JR 線、西名阪自動車道、南阪奈道路を利用すれば、いずれも 30 分余りでアクセスできます。



2

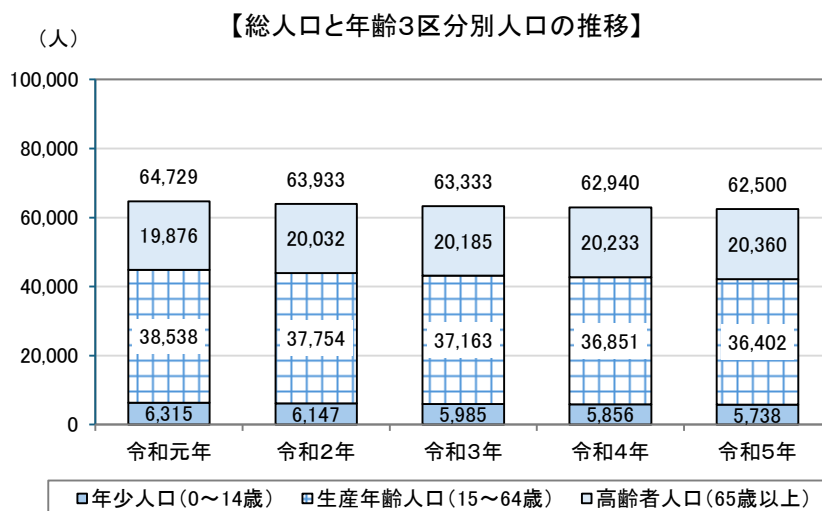
少子化の動向

(1) 総人口及び年齢別人口の推移

① 総人口と年齢3区分別人口

本市の総人口は、年々減少傾向にあり、令和5年には62,500人となっています。

また、人口を年齢3区分別にみると、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあり、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）は減少傾向にあります。



資料:市・市民課「住民基本台帳人口」(各年10月1日現在)

② 人口動態

人口動態をみると、自然動態は各年出生数が死亡数を下回っており、令和5年には449人の自然減となっています。社会動態は令和3年に転入数が転出数を上回り、令和5年は6人の社会増となっています。

【自然動態と社会動態】

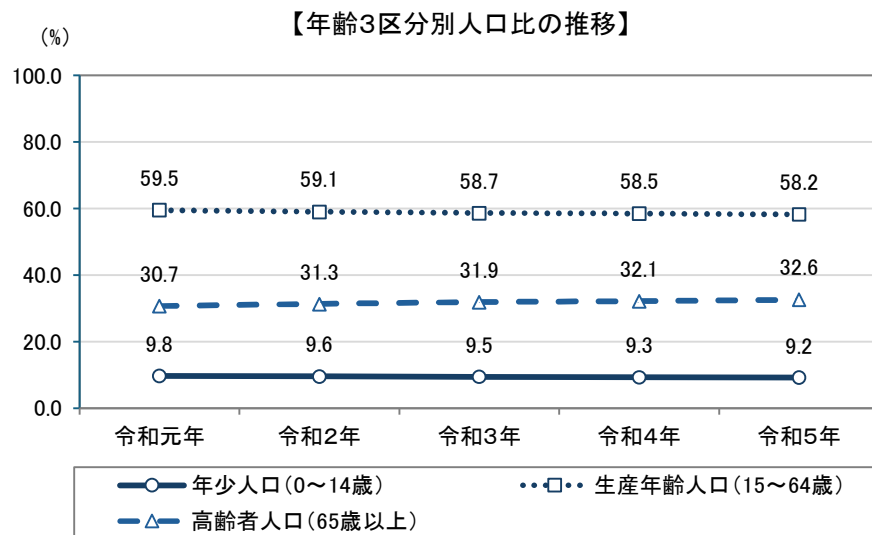
単位:人

	自然動態			社会動態		
	出生数	死亡数	自然増減	転入数	転出数	社会増減
令和元年	362	792	△430	2,096	2,294	△198
令和2年	358	759	△401	1,908	2,339	△431
令和3年	313	820	△507	2,182	2,155	27
令和4年	328	863	△535	2,270	2,176	94
令和5年	349	798	△449	2,236	2,230	6

資料:市・市民課(各年次中)

③ 年齢3区分別人口比

年齢3区分別人口比の推移をみると、年少人口（0～14歳）の割合は年々低下しており、令和5年では、9.2%となっています。一方、高齢者人口（65歳以上）の割合は上昇傾向にあり、令和5年では32.6%と、年々少子高齢化が進んでいます。

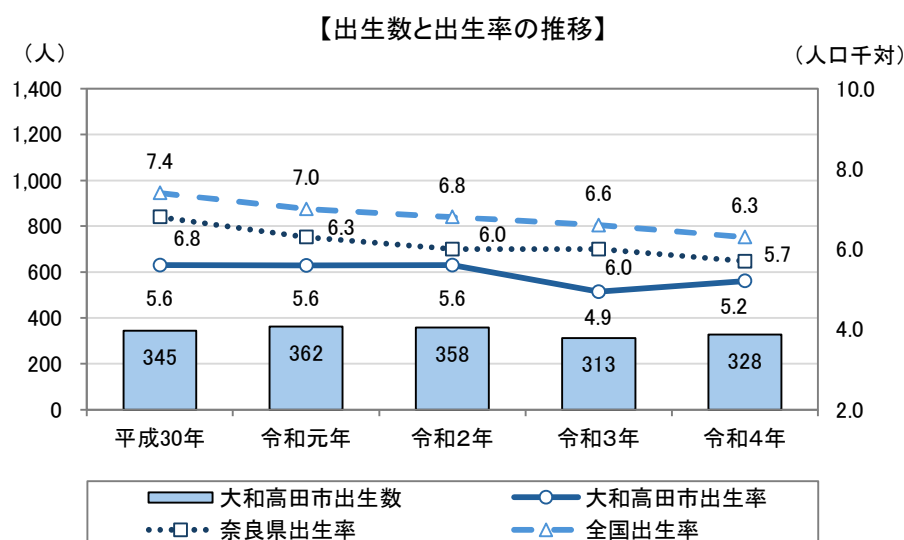


資料:市・市民課「住民基本台帳人口」(各年10月1日現在)

(2) 出生の動向

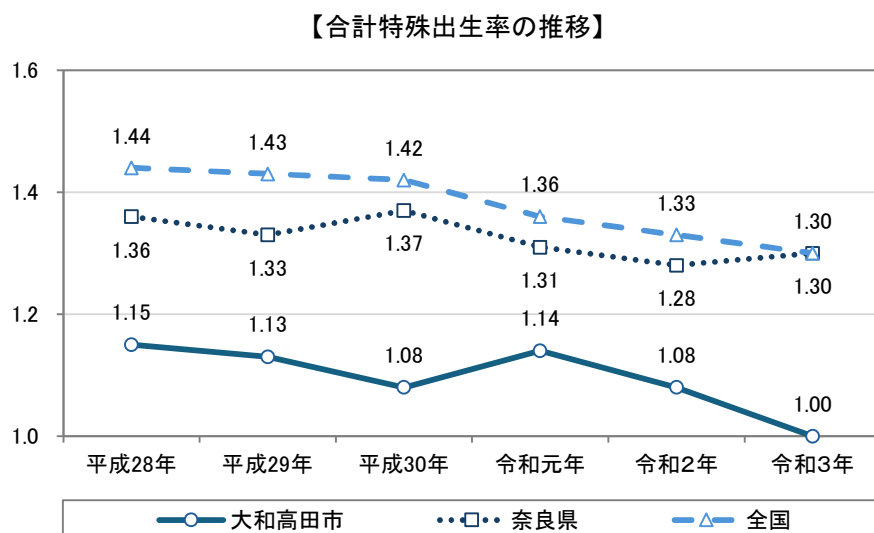
① 出生数と出生率

本市における出生数は、令和元年から令和3年にかけ減少していましたが、令和4年に増加に転じ 328 人となっています。また、出生率をみると、各年とも全国・県を下回っており、令和4年は 5.2%となっています。



② 合計特殊出生率

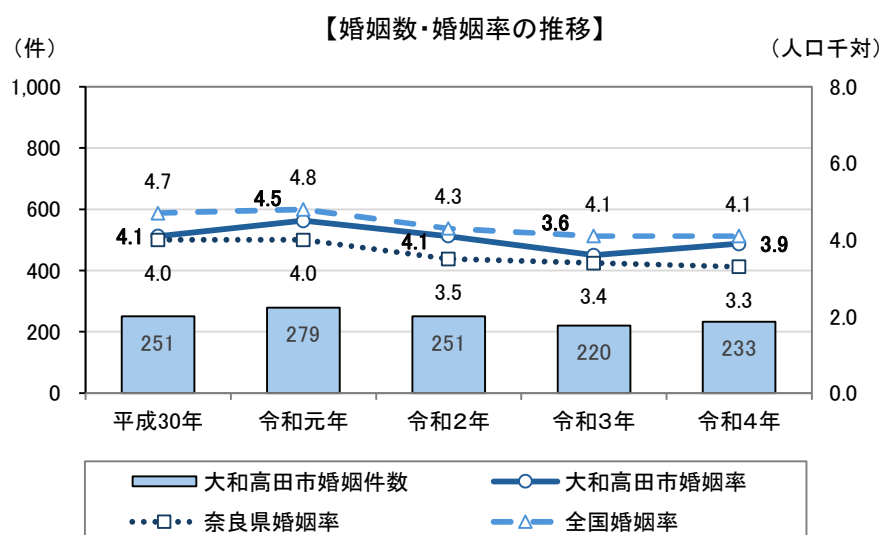
本市における合計特殊出生率は、平成28年から平成30年にかけ低下し、令和元年に上昇に転じたものの、その後は低下傾向となり令和3年では 1.00 となっています。本市の合計特殊出生率を、全国・県と比べると、各年とも最も低い値で推移しています。



(3) 婚姻の動向

① 婚姻数と婚姻率

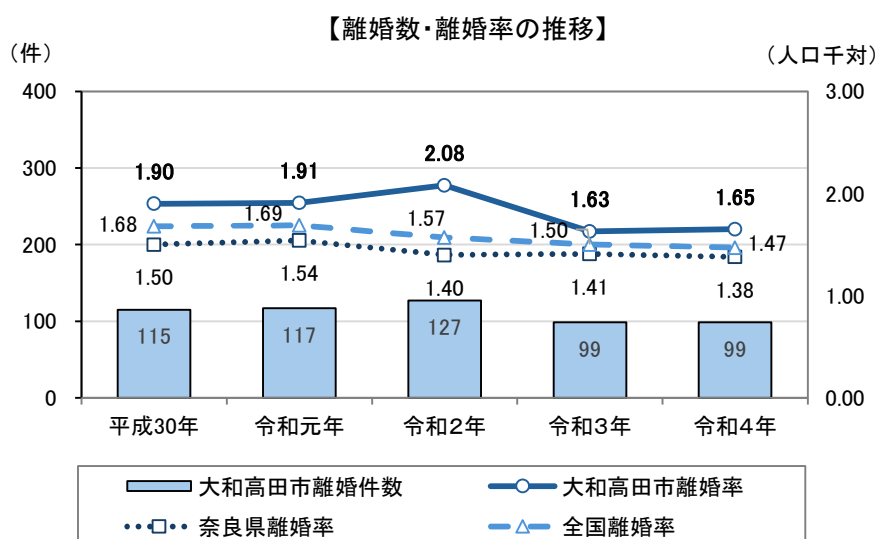
本市の婚姻数をみると、平成30年に251件でしたが、その後の増減を経て、令和4年に233件となっています。また、婚姻率をみると、県より高く全国より低い値で推移しており、令和4年には3.9となっています。



資料: 奈良県人口動態統計

② 離婚数と離婚率

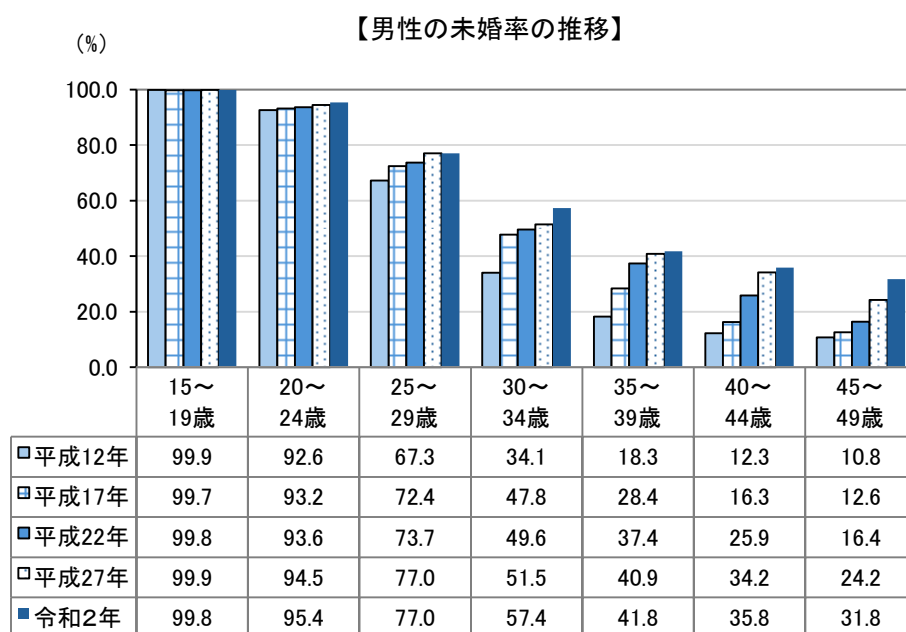
本市の離婚数をみると、平成30年以降、増減を経て、令和4年は99件となっています。また、離婚率をみると、各年、全国・県を上回り、令和4年は1.65となっています。



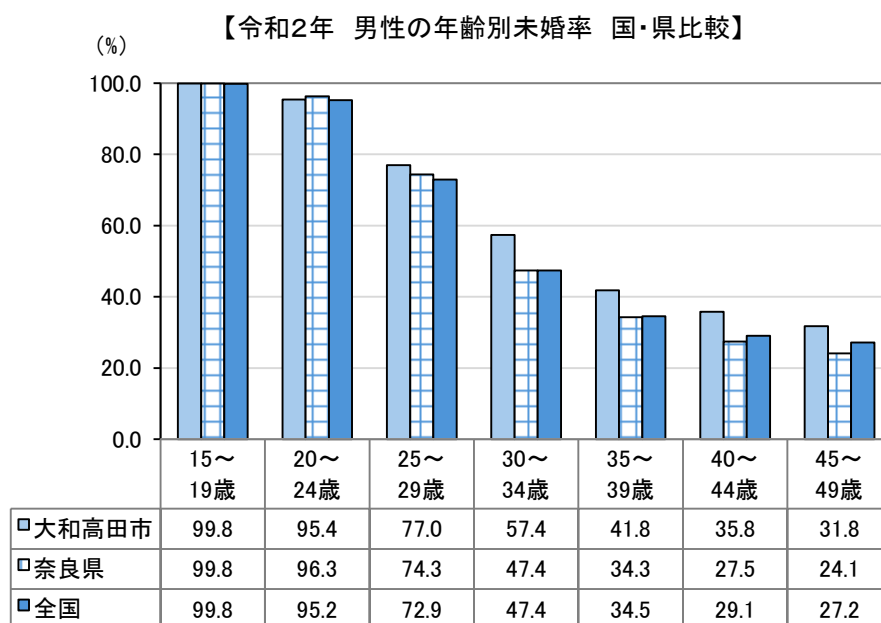
資料: 奈良県人口動態統計

③ 男性の未婚率の推移

男性の未婚率をみると、25 歳以上での未婚率が年々上昇しています。また、令和 2 年における男性の年齢別未婚率を全国・県と比較すると、25 歳から 49 歳までの各年代において、全国・県の値を上回っています。



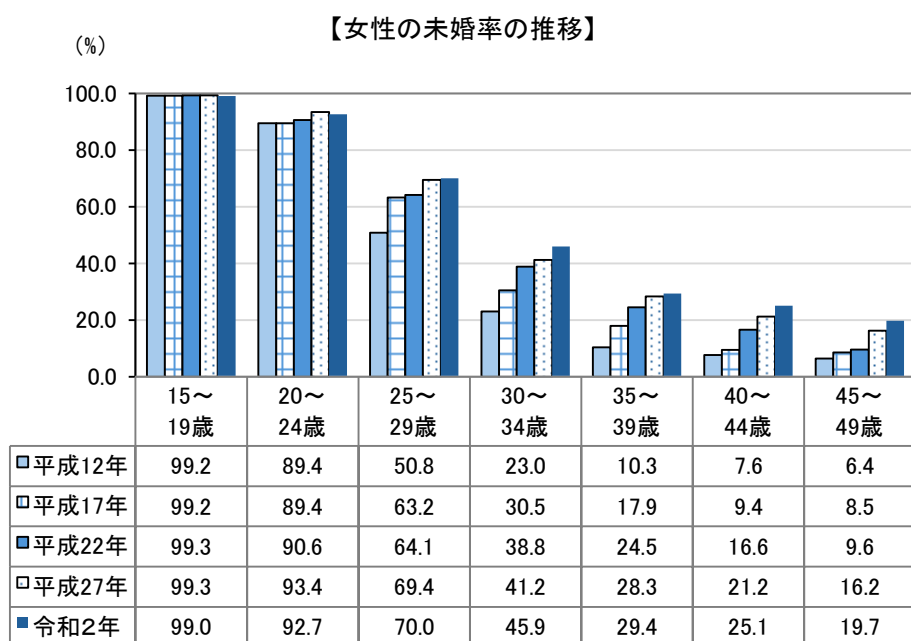
資料：国勢調査 ※平成 12 年～22 年までは市算出



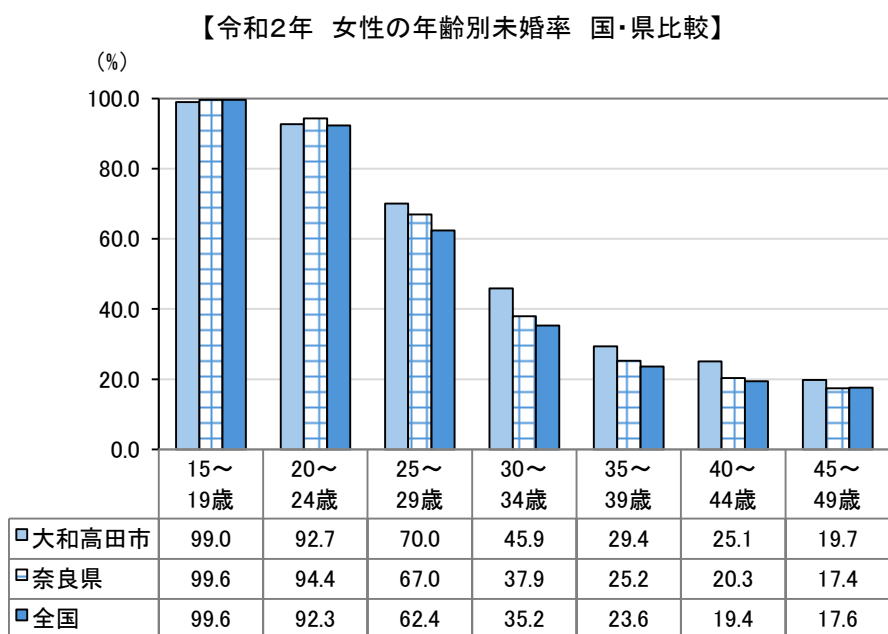
資料：令和 2 年国勢調査

④ 女性の未婚率の推移

女性の未婚率をみると、25 歳以上での未婚率が年々上昇しています。また、令和 2 年における女性の年齢別未婚率を全国・県と比較すると、25 歳から 49 歳までの年代において、全国・県の値を上回っています。



資料：国勢調査 ※平成 12 年～22 年までは市算出

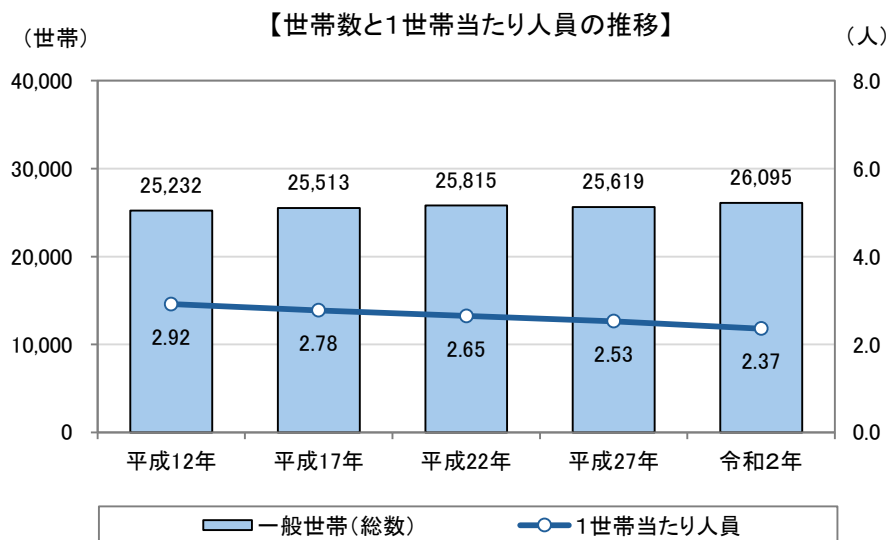


資料：令和 2 年国勢調査

(1) 世帯の推移

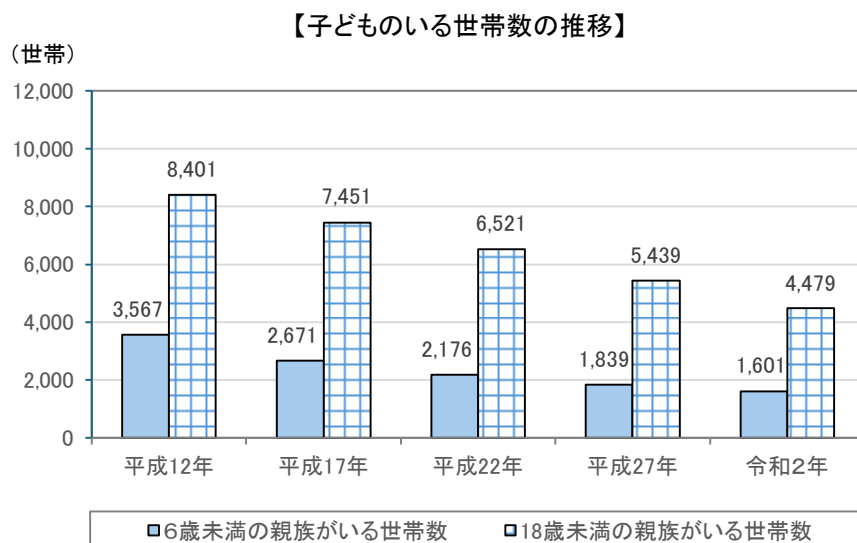
① 世帯数と1世帯当たり人員

国勢調査による本市の一般世帯数は、平成12年以降増減を経て、令和2年に26,095世帯と
なっています。また、1世帯当たり人員は減少しており、令和2年に2.37人となっています。



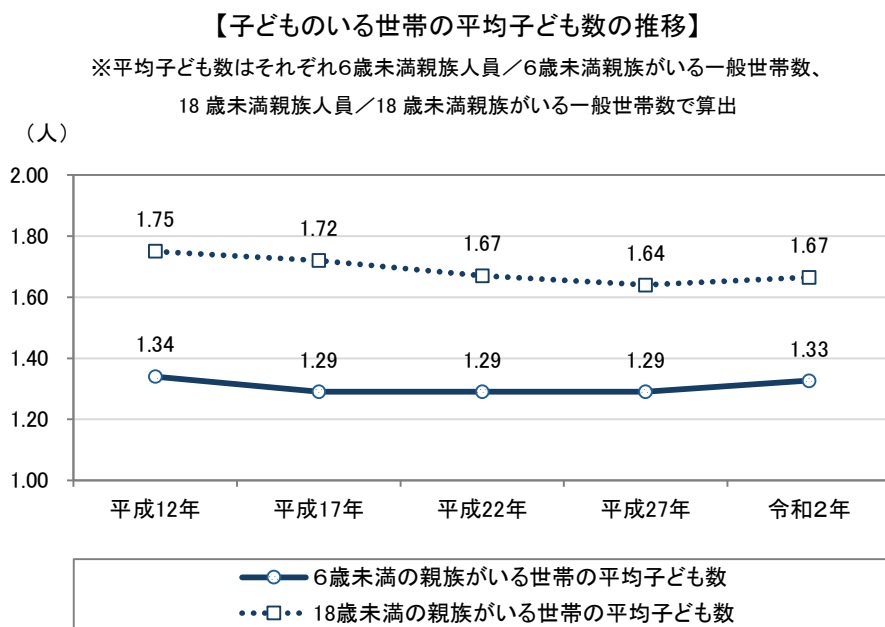
② 子どものいる世帯数

18歳未満の親族がいる世帯数は平成12年からみると減少しており、令和2年には4,479世帯
となっています。また、6歳未満の親族がいる世帯数も減少し続け、令和2年には1,601世帯
となっています。



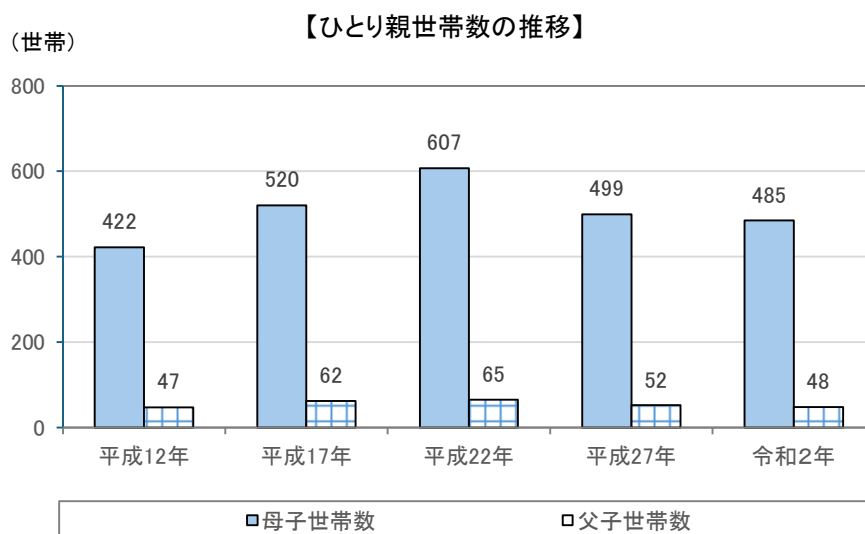
③ 子どものいる世帯の平均子ども数

18 歳未満の親族がいる世帯の平均子ども数は、平成 12 年以降減少が続いたものの、令和 2 年に増加に転じ 1.67 人となっています。また、6 歳未満の親族がいる世帯の平均子ども数は、平成 17 年以降横ばいが続き、令和 2 年に 1.33 人と増加に転じています。



④ ひとり親世帯数

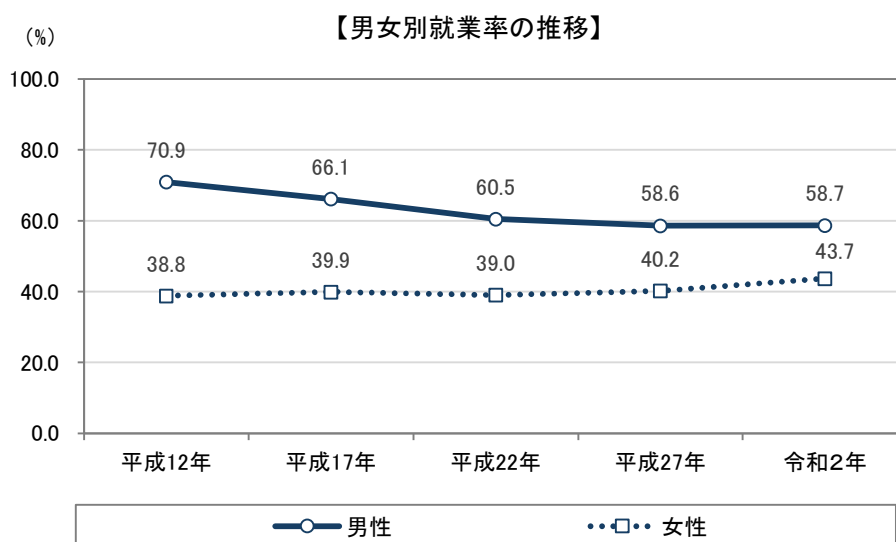
母子世帯については増加傾向を経て、平成 27 年には減少に転じ、令和 2 年は 485 世帯となっています。また、父子世帯についても平成 12 年から平成 22 年にかけて増加が続いたものの、平成 27 年に減少に転じ、令和 2 年は 48 世帯となっています。



(2) 就労の状況

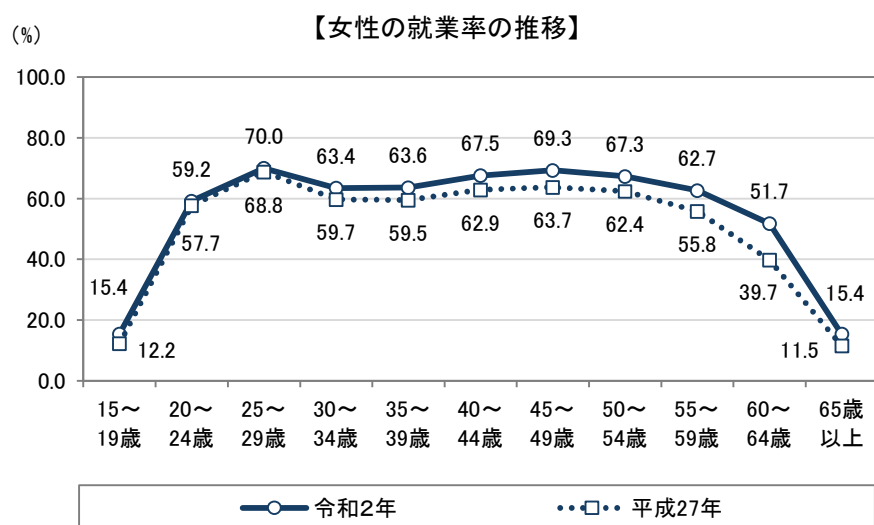
① 男女別就業率

男性の就業率は、平成12年から低下傾向を経て、令和2年では58.7%となっています。女性の就業率は、概ね横ばいで推移して令和2年に43.7%と上昇しています。



② 女性の就業率

令和2年の女性の就業率は、すべての年代で平成27年を上回り、60～64歳では12.0ポイント増加しています。平成27年、令和2年ともに、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字型カーブを描いていますが、平成27年に比べ令和2年は落ち込みが緩やかになっています。



4

行政サービスの状況

(1) 保育サービス等の状況

① 認可保育所及びこども園の状況

市内の認可保育所及びこども園数は、令和6年4月1日現在で公立8か所、私立6か所の計14か所となっています。令和6年度における入所児童数は、公立・私立合わせて1,134人であり、定員に対する在籍率は、公立が66.73%、私立が100.53%となっています。

【認可保育所の状況（各年4月1日現在）】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
設置数(か所)	13	13	13	13	14
公立	8	8	8	8	8
私立	5	5	5	5	6
定員数(人)	1,489	1,489	1,489	1,489	1,508
公立	1,130	1,130	1,130	1,130	1,130
私立	359	359	359	359	378
入所児童数(人)	1,193	1,208	1,120	1,111	1,134
公立	802	801	742	738	754
私立	391	407	378	373	380
在籍率	80.12%	81.13%	75.22%	74.61%	75.20%
公立	70.97%	70.88%	65.66%	65.31%	66.73%
私立	108.91%	113.37%	105.29%	103.90%	100.53%
市外委託児童数(人)	50	49	47	67	56
待機児童数(人)	0	5	13	25	22
就学前児童数(人)	2,224	2,144	2,143	2,107	2,060
入所率(委託児童含)	53.64%	56.34%	52.26%	52.73%	55.05%

資料: 保育幼稚園課

※在籍率＝入所児童数／定員数、入所率＝入所児童数／就学前児童数

② 認定こども園の状況

市内の認定こども園は公立2か所、私立2か所の計4か所となっています。令和6年度における入園児童数は491人で、定員に対する在籍率は、74.96%となっています。

【認定こども園の状況（各年4月1日現在）】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
設置数(か所)	4	4	4	4	4
定員数(人)	655	655	655	655	655
入園児童数(人)	536	533	517	494	491
在籍率	81.83%	81.37%	78.93%	75.42%	74.96%
就学前児童数(人)	2,224	2,144	2,143	2,107	2,060
入園率	24.10%	24.86%	24.13%	23.45%	23.83%

資料:保育幼稚園課

※在籍率＝入園児童数／定員数、入園率＝入園児童数／就学前児童数

③ 幼稚園の状況

市内の幼稚園数は、令和6年5月1日現在で公立6か所、私立2か所の計8か所となっています。令和6年度における入園児童数は、公立・私立合わせて239人であり、就学前児童に対する入園率は、12.34%となっています。

【幼稚園の状況（各年5月1日現在）】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
設置数(か所)	8	8	8	8	8
公立	6	6	6	6	6
私立	2	2	2	2	2
入園児童数(人)	264	239	262	255	239
公立	209	189	201	199	189
私立	55	50	61	56	50
市外委託児童数(人)	76	40	66	10	11
就学前児童数(人)	2,212	2,135	2,121	2,066	2,026
入園率(委託児童含)	15.37%	13.06%	15.46%	12.83%	12.34%

資料:学校教育課

※入園率＝(入園児童数＋市外委託児童数)／就学前児童数

④ 放課後児童健全育成事業の充実

昼間就労等で家庭に保護者のいない小学校児童を預かる児童ホームは、高学年児童（４～６年生）も利用しており、本市では１３か所設置しています。令和６年度の利用児童数は、６６８人となっています。

【児童ホームの状況（各年９月１日現在）】

	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
設置数(か所)	13	13	13	13	13
利用児童数(人)	510	579	618	620	668
１年生	153	176	195	167	197
２年生	152	163	156	178	161
３年生	104	125	137	126	138
４年生	67	65	79	86	95
５年生	25	44	32	48	51
６年生	9	6	19	15	26
就学児童数(人)	2,551	2,462	2,441	2,370	2,311
入所率	19.99%	23.52%	25.32%	26.16%	28.91%

資料：保育幼稚園課

※入所率＝利用児童数／就学児童数

(2) 保健医療サービスの状況

① 乳幼児健診等の状況

乳幼児の病気の予防・早期発見、健康の保持・増進、保護者の育児不安を軽減することを目的に、乳幼児健康診査・教室を実施しています。

【各種健康診査の受診状況】

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
4か月児 健康診査	受診者数(人)	353	340	299	327	349
	対象者数(人)	364	357	310	334	359
	受診率(%)	97.0	95.2	96.5	97.9	97.2
10か月児 健康診査	受診者数(人)	353	326	308	312	338
	対象者数(人)	377	355	328	324	350
	受診率(%)	93.6	91.8	93.9	96.3	96.6
1歳6か月児 健康診査	受診者数(人)	337	370	361	304	313
	対象者数(人)	352	384	372	315	322
	受診率(%)	95.7	96.4	97.0	96.5	97.2
3歳6か月児 健康診査	受診者数(人)	342	349	333	371	345
	対象者数(人)	361	379	352	391	363
	受診率(%)	94.7	92.1	94.6	94.9	95.0
もぐもぐ教室	参加者数(人)	107	59	63	92	79
2歳児 親子歯科 健康診査	歯みがき練習(人)	155	146	141	129	109
	フッ素塗布(人)	142	134	127	120	101
	保護者(人)	85	93	73	64	63

資料:健康増進課

②健康教室等・相談・訪問事業等の状況

妊娠届時からすべての妊婦を対象に個別に対応し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう、妊産婦・新生児等を対象に助産師や保健師等による健康相談・家庭訪問等を実施しています。

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
母子健康手帳交付数(人)	429	365	393	382	324
ウェルカムベビー教室(人)					
妊婦	49	55	67	74	63
家族	31	45	43	62	50
妊産婦健康相談件数(件)	1,200	1,141	1,151	1,290	1,158
妊婦歯科健診(人)	49	50	58	55	59
妊婦訪問(延べ)人数(人)	27	14	18	15	17
産婦訪問(延べ)人数(人)	261	238	196	282	272
新生児・乳児訪問(延べ)人数(人)	205	223	175	263	239

資料:健康増進課

(3) 小・中学校の状況

① 小学校児童数の推移

市内には小学校が8校あります。児童数は減少傾向にあり、令和6年度には2,280人となっています。

【小学校の状況（各年5月1日現在）】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
学校数(校)	8	8	8	8	8
学級数(クラス)	136	133	137	135	131
うち、通常学級数(クラス)	93	90	90	91	90
児童数(人)	2,496	2,414	2,398	2,323	2,280
1年生	363	386	383	360	367
2年生	390	370	390	387	363
3年生	422	393	367	388	389
4年生	436	421	396	371	393
5年生	402	441	422	397	371
6年生	483	403	440	420	397

資料:学校教育課

② 中学校生徒数の推移

市内には中学校が3校あります。生徒数は減少傾向にあり、令和6年度には1,156人となっています。

【中学校の状況（各年5月1日現在）】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
学校数(校)	3	3	3	3	3
学級数(クラス)	48	48	45	44	45
うち、通常学級数(クラス)	36	37	34	33	32
生徒数(人)	1,305	1,330	1,236	1,196	1,156
1年生	435	442	361	401	391
2年生	449	437	437	363	400
3年生	421	451	438	432	365

資料:学校教育課

(4) 相談事業の状況

① 児童虐待相談対応の状況

児童虐待相談対応件数は、令和5年度では328件となり、増加傾向となっています。被虐待児の年齢は、年齢層が下がるほど占める割合が多く、虐待の種別については、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）や心理的虐待が多くなっています。

【児童虐待相談対応件数】

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童虐待相談対応件数(件)	246	313	335	311	328

資料:こども家庭課

【被虐待児の年齢・虐待相談種別件数（令和5年度）】

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・ 拒否(ネグレクト)	合 計
総数(件)	53	1	99	175	328
就学前	17	0	52	78	147
小学生	28	0	33	72	133
中学生	5	0	11	14	30
高校生等	3	1	3	11	18

資料:こども家庭課

② 教育相談事業の状況

教育相談事業は、児童・生徒、その保護者を対象に、学校生活や家庭生活等における問題や養育に関する相談を電話・面接で行っています。

相談件数は令和5年度で119件となっています。

【教育相談の相談件数】

	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
相談件数(件)	113	77	96	112	119

資料:教育支援課

(5) 経済的支援の状況

子育てにかかる医療費の負担を軽減するため、子どもやひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成しています。また、児童を養育している家庭に対しては、児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当等の各種手当を支給しています。

【医療費助成状況】

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
乳幼児医療費	対象者数(人)	2,376	2,307	2,333	2,275	2,240
	助成件数(件)	32,820	23,092	28,719	29,519	37,088
子ども医療費	対象者数(人)	3,409	3,294	3,288	4,257	4,242
	助成件数(件)	26,685	20,739	22,337	26,848	36,553
ひとり親家庭等 医療費	対象者数(人)	1,549	1,581	1,516	1,474	1,422
	助成件数(件)	15,220	13,456	15,102	14,456	16,272

資料: 保険医療課

なお、子ども医療費助成制度について、令和4年8月より対象年齢を18歳年度末まで引き上げています。

5

子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の概要

(1) 調査目的

「第3期大和高田市子ども・子育て支援事業計画」策定に際して、子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、就学前児童及び就学児童の保護者を対象に調査を行いました。

(2) 調査設計

① 調査対象

種類	調査対象
就学前児童	本市在住の就学前児童の保護者 1,500 人(無作為抽出)
就学児童	本市の就学児童の保護者 1,000 人(無作為抽出)

② 調査期間

種類	調査期間
就学前児童	令和6年3月12日(火)～3月27日(水)
就学児童	

③ 調査方法

種類	調査方法
就学前児童	郵送配布・回収
就学児童	郵送配布・回収

(3) 回収結果

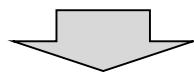
種類	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,500 件	673 件	44.9%
就学児童	1,000 件	369 件	36.9%
全体	2,500 件	1,042 件	41.7%

6

現状と課題の整理

統計データと子ども・子育てに関するアンケート調査の結果より、本市における子どもや子育て支援に関する今後の検討課題について以下のように整理します。

統計データ	子ども・子育てに関するアンケート調査
【子どもを取り巻く環境】 - 令和元年から令和5年までの総人口の推移をみると、高齢者人口は増加、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいる。 - 令和元年から令和5年までの人口動態をみると、5年間連続で自然動態はマイナスが続き、社会動態は令和3年からプラスになっている。 - 平成30年から令和4年までの出生率をみると、各年、全国、県の値を下回っており、令和3年は過去5年間で最も低い値となっている。 - 一般世帯数は増減を経て令和2年に増加に転じたものの、1世帯当たり人員数は年々減少。令和2年では1世帯当たり2.37人。 - 母子世帯・父子世帯ともに、平成7年から平成22年にかけて増加していたが、平成27年から減少し続けている。 - 男性の就業率については近年は横ばいで推移し、令和2年では58.7%。一方、女性の就業率は40%前後で推移し、令和2年では43.7%となっている。 - 平成27年と令和2年の女性の就業率を比べると、令和2年では、各年代で平成27年の就業率を上回っている。	【住民が期待する支援・施策】 経済的支援 - 保育サービスの費用負担減や児童手当などの充実 子育て環境の整備 - 子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進 - 地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実 - 就学前児童のための保育施設の整備 - 学童期の子どもの放課後対策の充実 - 妊娠から出産におよぶ母子保健サービスや小児救急医療体制の充実 相談窓口・体制の充実、情報提供 - 子どもの発達・発育、育児・しつけなどの悩み・不安を解消するための相談窓口・体制の充実 - 子育てに関する多様な媒体による情報の発信（インターネット利用の増加） 地域とのつながり・交流機会の充実 - 身近な地域の人に期待することは、犯罪や事故に遭わないよう見守ってほしい、危険な遊びやいじめをみつけたら注意してほしい、など - 子どもに遊びやスポーツ、地域の伝統文化などを教えてほしい ワーク・ライフ・バランス - 仕事と子育ての両立に配慮した環境の整備



これらの現状と課題を踏まえ、未来を担う子どもたちが健やかに成長し、すべての子どもたちが笑顔あふれるまちをめざし、施策を検討していきます

第 3 章 第 2 期計画のふりかえり

第3章 第2期計画のふりかえり

(1) 子育て支援サービスの充実

大和高田市の子育て支援事業の利用希望について、ニーズ調査の結果をみると、就学前児童の保護者では、子どもが病気やケガの際に母親または父親が休んで対応した人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人は37.8%と、前回調査に比べて7.3ポイント増加しています。

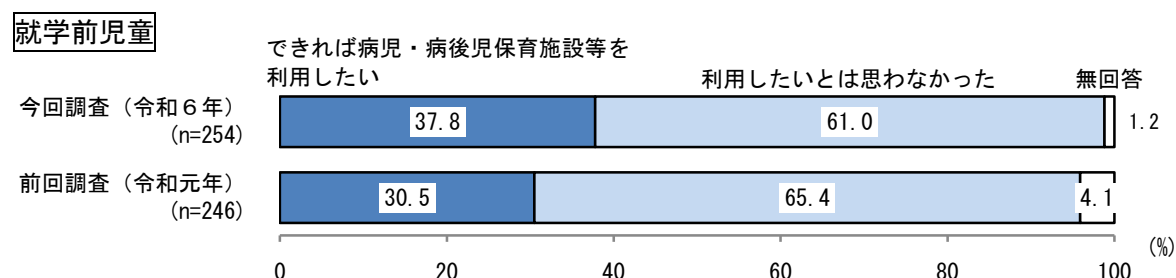
地域子育て支援拠点事業では、「利用していないが、今後利用したい」が23.8%、「すでに利用しているが、今後利用回数を増やしたい」が8.2%で、『利用意向あり』は合計32.0%と、前回調査に比べて9.0ポイント増加しています。

そのほかの事業の今後の利用意向では、「幼稚園・保育所・認定こども園の園庭等の開放」が46.1%、「保健センターの情報・相談事業」が42.8%と多く、また、すべての事業が前回調査に比べて増加傾向となっています。

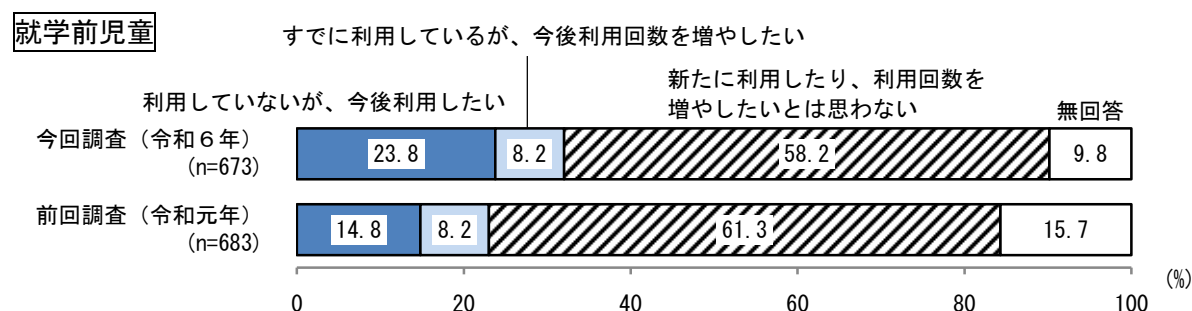
また、小学生の保護者に、利用している放課後児童クラブ（児童ホーム）に希望することをたずねたところ、第2期計画期間中に利用時間の延長が実施されたことを受けて、「利用時間を延長してほしい」が前回調査に比べて35.1ポイントの減少となっています。市が実施するさまざまな子育て支援事業、サービスにおいては、利用者の多様なニーズに対応し、必要な人が必要となしに利用できるよう、引き続き充実していく必要があります。

子育てに関する情報の入手方法については、「インターネット（市のホームページ以外）」と回答した人が、就学前児童の保護者で55.7%、小学生の保護者で47.4%と多くなっています。市の子育て情報については、ホームページに限らずSNSなど様々な手段も活用しながら、今後も広く発信していく必要があります。

■病児保育施設の利用希望

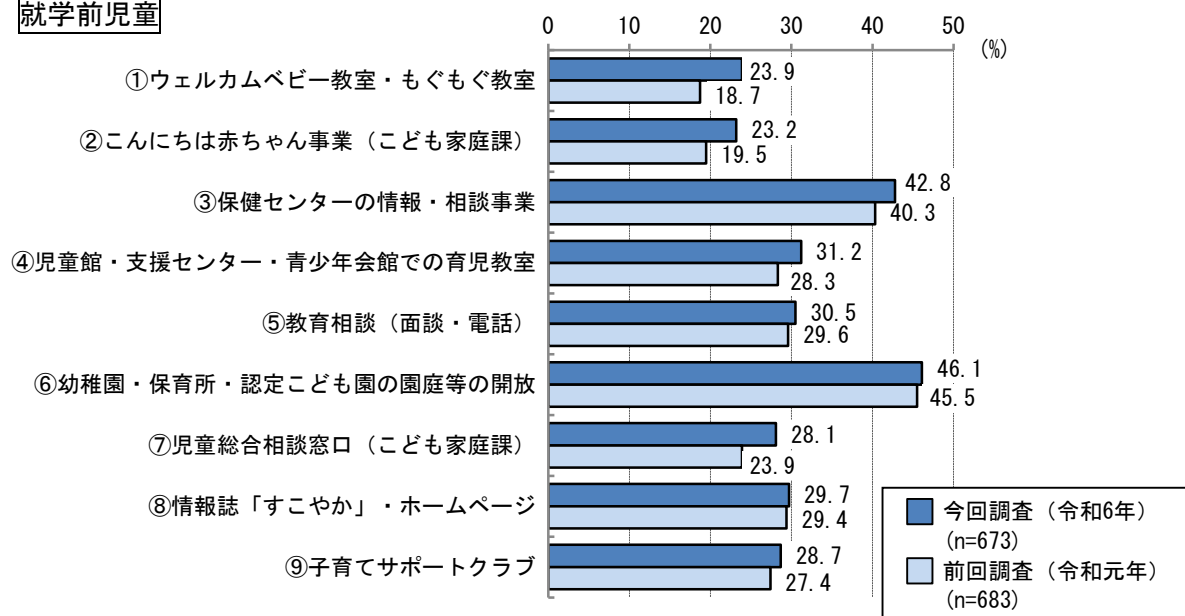


■地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望



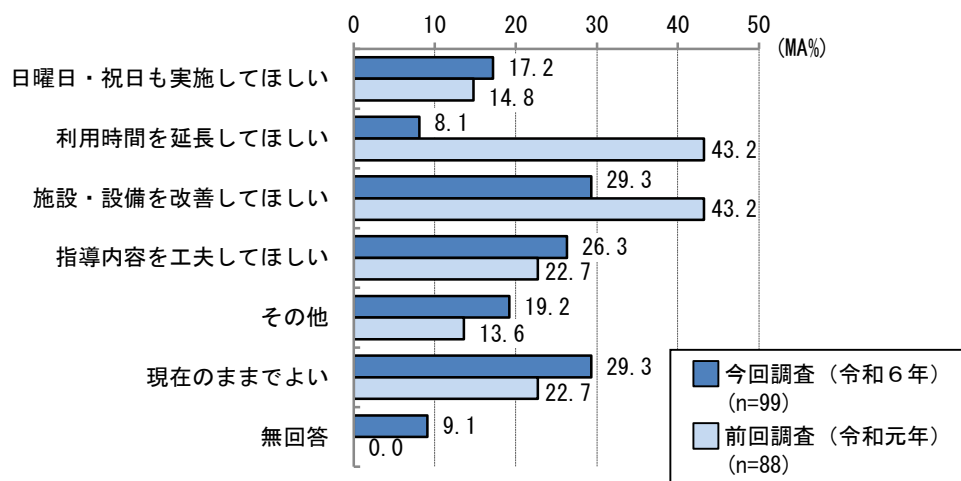
■各子育て支援事業の今後の利用意向（「はい（利用したい）」と回答した人の割合）

就学前児童



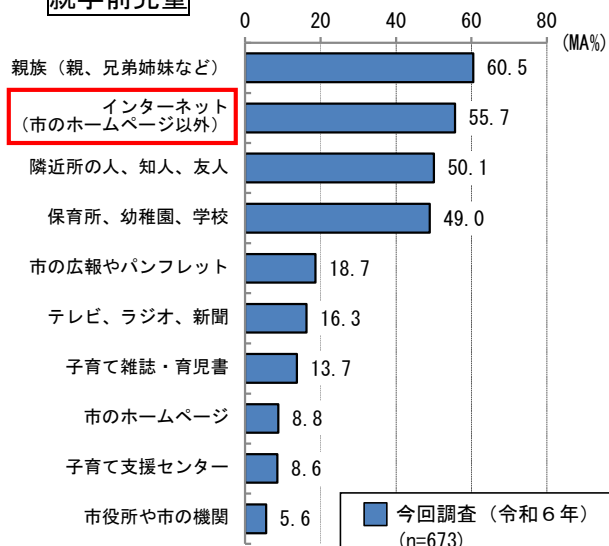
■放課後児童クラブ（児童ホーム）への希望

小学生

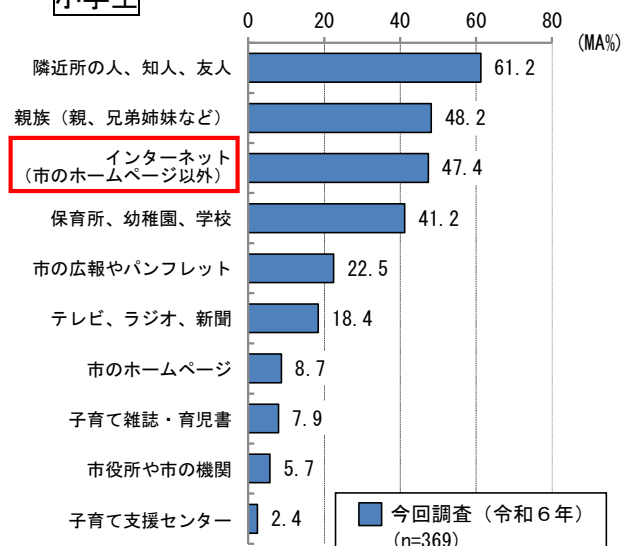


■子育てに関する情報の入手方法（上位10項目）

就学前児童



小学生



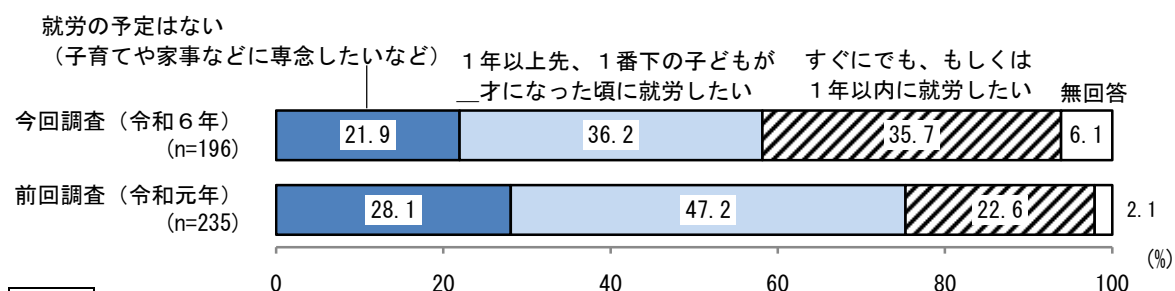
(2) 心豊かで健やかな子どもが育つ環境づくり

ニーズ調査結果によると、就労希望のある母親は、就学前児童の母親で71.9%、小学生の母親で60.8%みられ、いずれも前回調査に比べて増加しています。とくに、就学前児童の母親では、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が前回調査に比べて13.1ポイント増加しているなど、保育を必要とする家庭は今後も増加していくことが想定され、引き続き確保に努めていく必要があります。

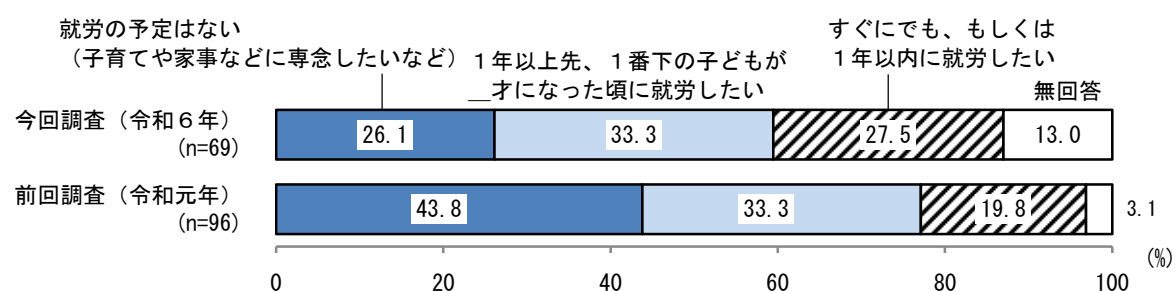
保護者が大和高田市で子育てをしたいと考える主な理由は、「自然」や「風土」が多くなっています。また、子どもを健やかに生み育てるために市に期待することでは、「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」が、就学前児童の保護者で44.0%、小学生の保護者で50.4%と、ともに上位となっています。豊かな自然と風土のなかで、子どもたちがのびのびと遊び、健やかに成長していける環境の充実が求められています。

■母親の就労希望の有無（現在就労していない母親のみ）

就学前児童

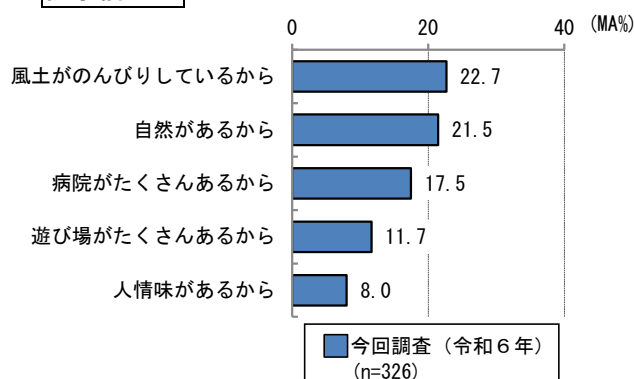


小学生

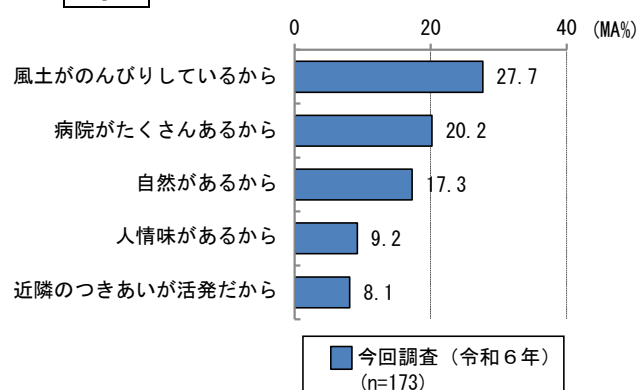


■大和高田市で子どもを育てたい理由（上位5項目）

就学前児童

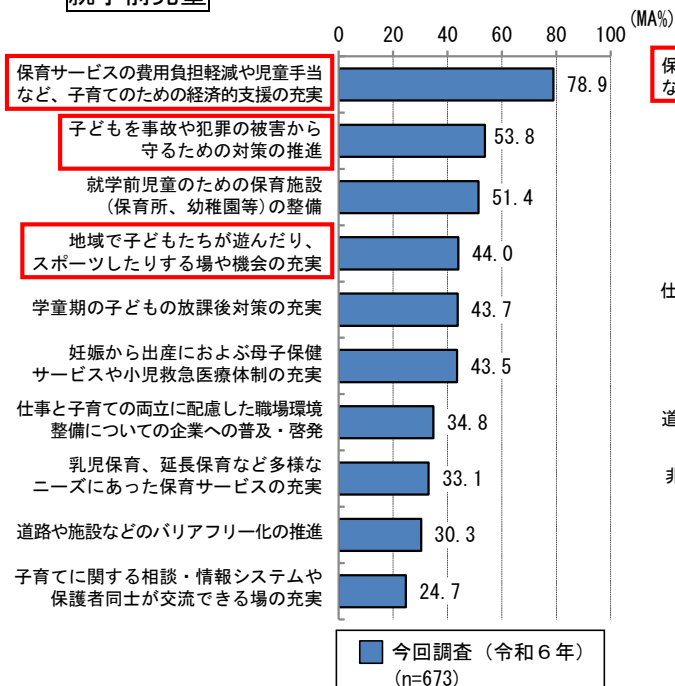


小学生

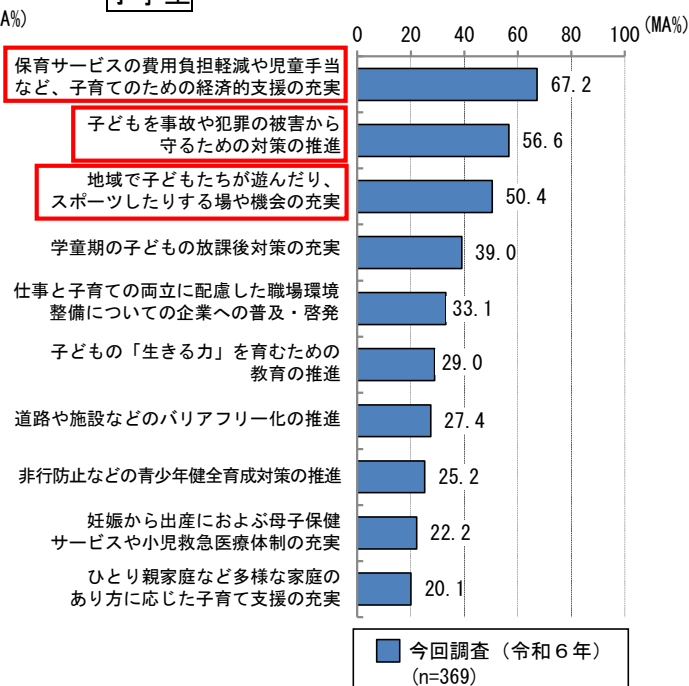


■市に期待する子育て支援施策（上位10項目）

就学前児童



小学生

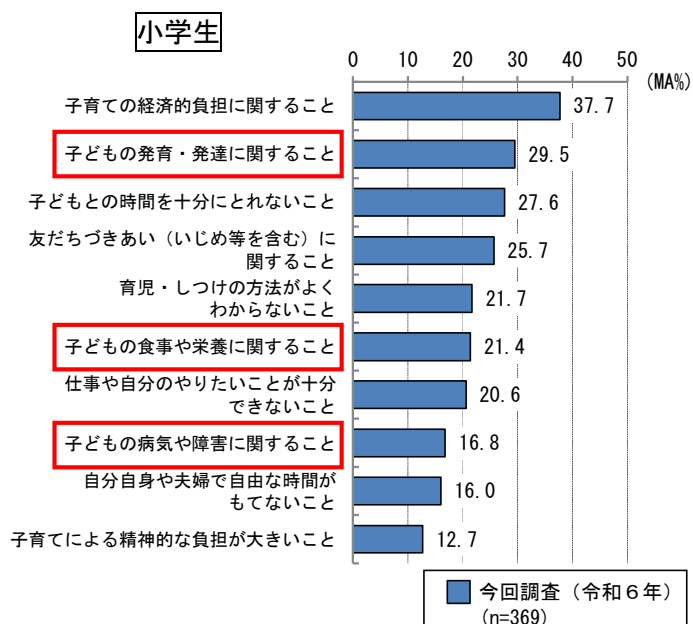
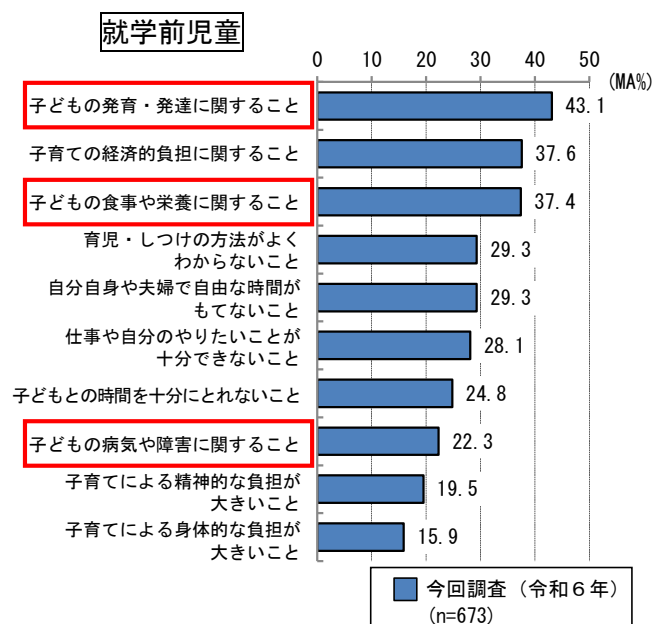


(3) 安心とゆとりのある子育て環境づくり

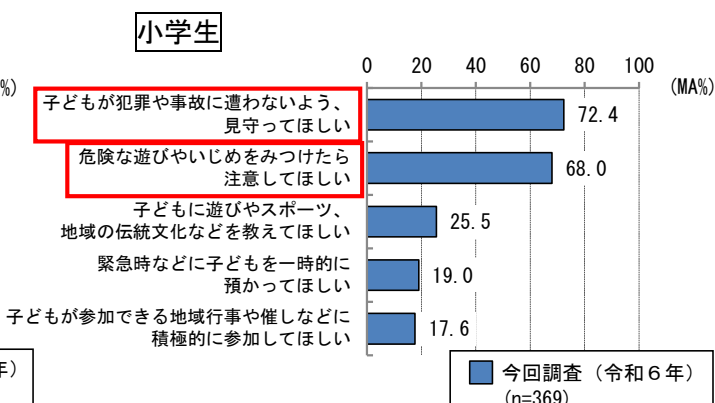
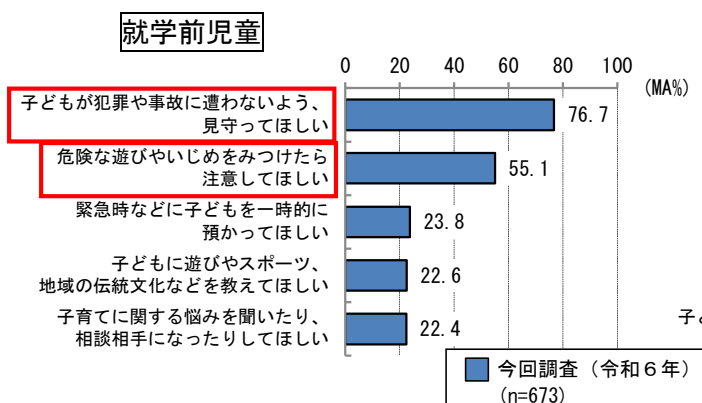
子育ての悩みや不安で「子どもの発育・発達に関すること」は、就学前児童の保護者で 43.1% と最も多く、小学生の保護者でも二番目に多くなっています。そのほか、「子どもの食事や栄養に関すること」や「子どもの病気や障害に関すること」も上位に挙がっており、子どもの成長・発達、食事や病気に関することは保護者にとって大きな関心事であり、育児不安の要因であることがうかがえます。乳幼児期からの子どもと家族への継続した相談支援により、このような保護者の不安を軽減していく取組が重要です。

また、子どもを健やかに生み育てるために市に期待すること（P30 参照）では、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」が、就学前児童の保護者で 53.8%、小学生の保護者で 56.6%と、ともに上位となっています。子育て支援として地域の人に期待することでも、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」、「危険な遊びやいじめをみつけたら注意してほしい」などが多く挙がっており、地域で子どもを見守り、その安全を確保し、安心して子育てのできる環境づくりが求められています。

■子育ての悩みや不安（上位 10 項目）



■子育て支援として地域の人に期待すること（上位 5 項目）

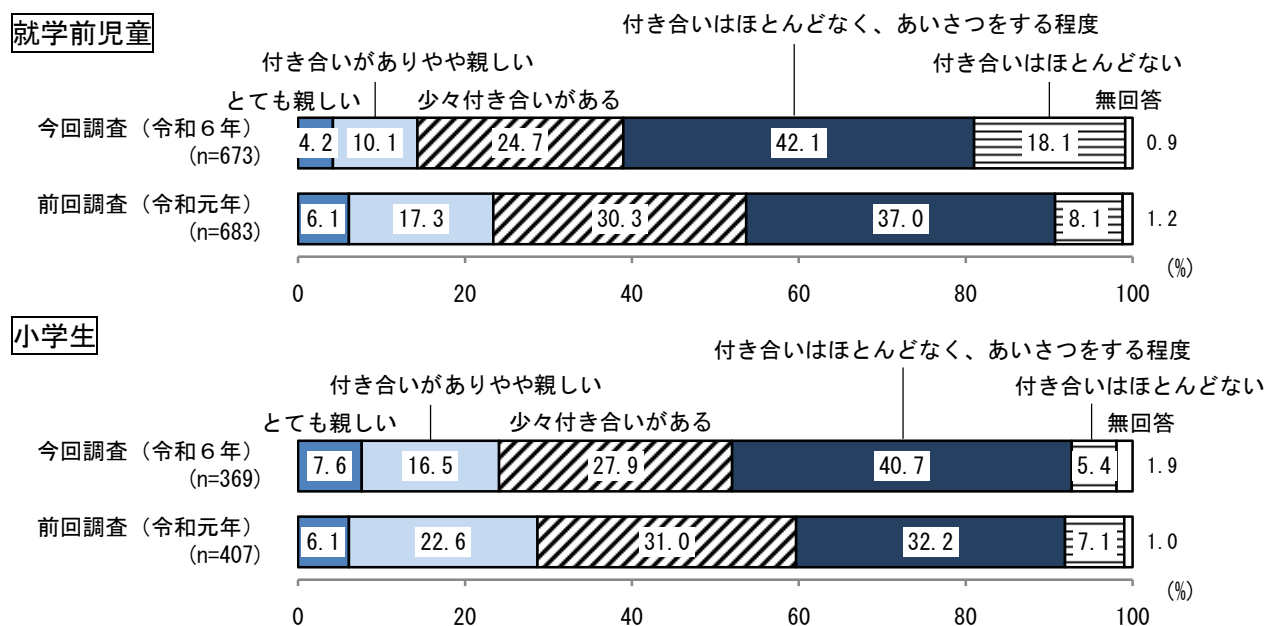


(4) すべての子育て家庭への支援

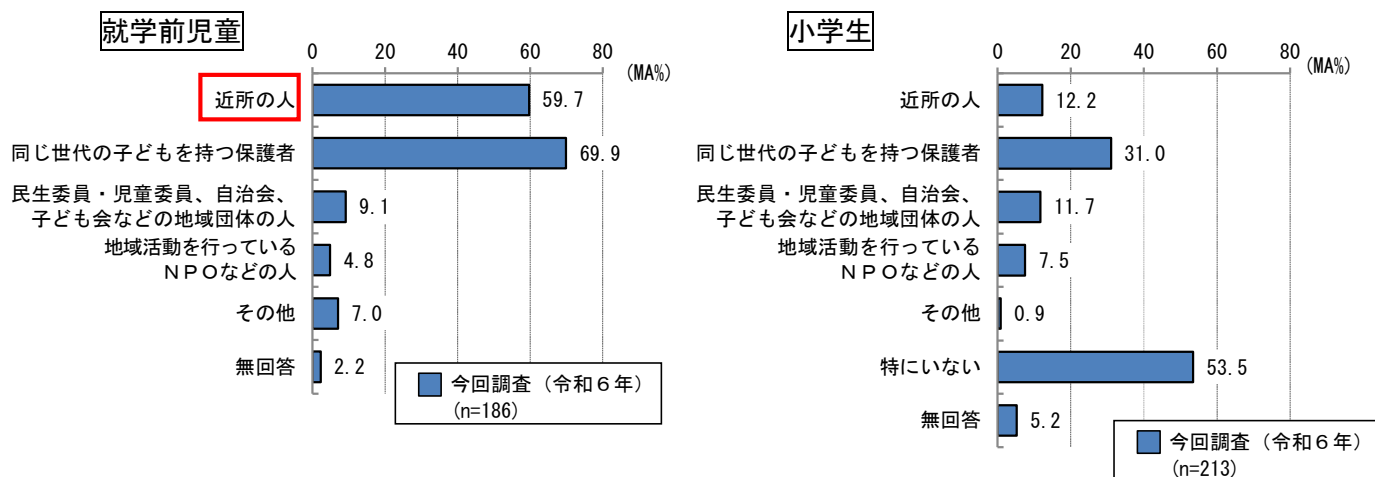
子どもを健やかに生み育てるために市に期待すること（P30 参照）で、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに最も多くなっているのは、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」で、子育てに伴う経済的負担の軽減に引き続き取り組む必要があります。

また、近所や地域の人々との付き合いについては、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」がそれぞれ 42.1%、40.7%と最も多くなっています。就学前児童の保護者では、「付き合いはほとんどない」も 18.1%みられ、近所付き合いのない人の割合は前回調査に比べて 15.1 ポイント増加しています。一方で、自身の子育てが地域の人に支えられていると『感じる』人で、「近所の人」に支えられていると感じる人は、就学前児童の保護者で 59.7%みられます。近所付き合いが希薄化するなか、子育て家庭が孤立することがないように、子どもを見守り、家族を支える地域づくりが重要になります。

■近所や地域の人々との付き合いの程度



■子育てが地域の人に支えられているか



第 4 章 計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1

基本理念

未来を担う子どもたちが健やかに成長し、 すべての子どもたちが笑顔あふれるまち

次代を担う子どもたちの健やかな育ちにとって、子どもを育てている親や家族のみならず、子育て家庭をとりまく地域の人々すべてが、子どもを生み育てることに喜びや大きな価値を感じながら、子どもとともに育ち合うことが何よりも重要です。

本計画は、未来を担う子どもたちが健やかに成長していくことができるよう、また、すべての子どもたちにおいて、その年齢や成長に応じた「子どもの最善の利益」が実現されるよう、行政組織の内外に関わらず更なる連携の強化を図り、家庭、学校、地域、行政が一体となって、子どもを育み、守る環境やしきみづくりを進めることをめざします。

（１）子どもの幸せの実現

子どもの幸せを第一に考え、子どもの意思と子どもの最善の利益が、最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点から取組を進めます。また、「児童の権利に関する条約」に示されている、子どもに関わるさまざまな権利の擁護が図られるとともに、「こども基本法」の施行（令和５年４月１日）及び「こども大綱」の策定（令和５年１２月２２日）の趣旨を踏まえ、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、すべての子どもたちが身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活が送れるよう、子どもや保護者のライフステージを通じて、社会全体で支援を推進します。

（２）妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

だれもが安心して家庭を持ち、子育てができるように、妊娠期から出産、子育てという流れにおいて切れ目なく支援を行うという視点から、妊産婦の健康管理や子どもの健やかな成長発達を支援するとともに産後うつや児童虐待の予防・早期発見に資する取組を進めます。

（３）すべての子育て家庭に対する支援

ひとり親家庭や障がいのある子どもを持つ家庭、経済的・社会的困難を抱える家庭、特に配慮が必要な家庭、外国にルーツを持つ子どもとその家庭など、すべての子どもと家庭への支援という視点から広く取組を進めます。

（４）子育てを支えあう地域社会づくり

「子どもは社会の宝」であり、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有しつつも、子育ては地域全体で支えるという考えのもと、家庭、教育・保育を担う施設、地域の人々、事業者および行政機関が連携・協働し、子どもや子育て家庭に関する課題の解決に当たるという視点に立った取組を推進していきます。

I 心豊かで健やかな子どもが育つ環境づくり

社会の変化に主体的に対応し、心豊かに健やかに、たくましく生きていくために、子どもたち一人ひとりが自分たちの良さや個性を発揮しながら主体的に人や社会と関わりを持つことが大切です。

一人ひとりの人権を尊重し、自ら考える力や学ぶ意欲を持ちたくましく生きる力を身につけ、他人への思いやりや社会貢献の精神など豊かな心の醸成や、基礎体力の向上など健やかな体の育成をめざした教育内容・方法の充実や、自然とのふれあいやさまざまな人とのかかわりを通して、豊かな体験が得られる遊びや学びの機会の一層の充実を図ります。

II 安心とゆとりのある子育て環境づくり

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。

子どもの成長・発達を促し、保護者の育児不安の軽減をめざすとともに、乳幼児健康診査や相談等の母子保健施策等の充実を図ります。

III 子育て支援サービスの充実

社会環境の急速かつ大きな変化や人々の意識や価値観の多様化等に伴い、家庭や地域社会における子育て力の低下が指摘されています。

一人ひとりの子どもが健やかに成長し、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、多様化する価値観、教育・保育ニーズに応じた子育て支援サービスを充実させ、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

IV すべての子育て家庭への支援

子育て家庭を孤立させないことは、地域の子育て支援の基本といえます。

少子化や核家族化の進行に伴い、近所とのかかわりも薄れる中、子育て家庭の孤立化や子育てに対する不安感や負担感の増大が懸念されています。

共働き家庭だけでなく専業主婦やひとり親家庭、虐待を受けた子どもや障がいのある子どもを養育している家庭などを含めたすべての子育て家庭への支援の充実を図ります。

また、女性の社会進出、就労形態の多様化による勤務時間の長時間化など、仕事と子育てを両立していく上で必要な支援の充実を図ります。

4

施策の体系

基本理念『未来を担う 子どもたちが健やかに成長し、すべての子どもたちが笑顔あふれるまち』

基本目標	基本課題	施策の方向
基本目標Ⅰ 心豊かで健やかな子どもが育つ環境づくり	(1)子どもの人権が尊重される環境づくり	① 子どもの人権を守る環境づくり ② 児童虐待防止に向けた取組の推進 ③ 社会的養育が必要な子どもへの支援 ④ いじめ・不登校対策の推進
	(2)教育・保育の充実	① 質の高い幼児教育・保育の提供 ② 教育・保育の一体的提供 ③ 学校教育の充実 ④ 放課後対策の推進
	(3)児童・生徒の健全育成の推進	① 次代の親の育成 ② 遊びや学びの機会の充実 ③ 青少年育成環境の整備
基本目標Ⅱ 安心とゆとりのある子育て環境づくり	(1)安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	① 産前産後の主な事業・取組 ② 思春期保健の充実 ③ 食育の推進
	(2)子どもや子育てに安心・安全な生活環境の整備	① 子どもの居場所、遊び場づくりの推進 ② 子育てに配慮した住環境・生活環境の整備 ③ 子どもの安全の確保
基本目標Ⅲ 子育て支援サービスの充実	(1)多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実	① 保育サービスの充実 ② 地域の子育て支援の充実 ③ 多様な子育て支援サービスの充実 ④ 子育て力の向上に向けた支援
	(2)子育て相談、情報提供体制の充実	① 子育てに関する情報提供 ② 相談・指導体制の充実
	(3)地域の子育て力の向上	① 子育て支援活動のネットワークづくり ② ボランティア活動の促進
基本目標Ⅳ すべての子育て家庭への支援	(1)子育てに伴う経済的負担の軽減	① 養育費、教育費等への支援
	(2)配慮を必要とする家庭への支援	① ひとり親家庭への支援 ② 配慮が必要な子どもとその家庭への支援
	(3)ワーク・ライフ・バランスの実現	① 妊娠・出産・子育てに関する意識啓発 ② 就業や再就職に対する支援

第 5 章 施策の展開

第5章 施策の展開

基本目標Ⅰ 心豊かで健やかな子どもが育つ環境づくり

（１）子どもの人権が尊重される環境づくり

学校でのいじめや不登校、ひきこもり、少年犯罪の増加など、安心して学ぶことができない児童・生徒への適切な対応が求められており、子どもの人権を尊重し、個性や創造性を育むとともに、児童・生徒が学習内容を確実に身に付け、自ら考える力や学ぶ意欲など、心豊かにたくましく生きる力を育成する教育が必要となっています。

専門的な相談員を配置し、指導・助言・情報交換等による情報の共有化を進め、家庭、学校、地域との連携のもと、いじめの根絶及びひきこもり児童や不登校児童への支援を充実し、子どもたちが将来、社会生活に対応できる力をつけることができるよう取組を進めていきます。また、一人ひとりが互いに尊重し合い、いのちを大切に作る心や思いやり心を育む人権教育の充実を図ります。

① 子どもの人権を守る環境づくり

No.	施策	内容	担当課
1	人権尊重の視点を持った広報	広報誌「やまとたかだ」や市ホームページの制作において、人権尊重や男女共同参画の視点を持ち、事業を推進する。	広報広聴課
2	「こども人権学習活動」	児童の人権意識の向上をめざすための社会教育としての人権学習活動を行う。	人権施策課
3	児童の権利に関する条約等の普及・啓発	子どもの権利に対する理解を深めてもらうために、「児童の権利に関する条約」、「児童憲章」の趣旨や内容の普及・啓発を図る。	こども家庭課 人権施策課

② 児童虐待防止に向けた取組の推進

No.	施策	内容	担当課
4	大和高田市虐待防止ネットワーク	子どもへの虐待や非行・DVなどに対して、保健・医療・福祉・教育などの関係機関が連携を図り、迅速、適切な対応を行う。	こども家庭課

③ 社会的養育が必要な子どもへの支援

No.	施 策	内 容	担当課
5	要保護児童への支援	養育が困難である子どもの人権を保護するため、乳児院、児童養護施設などの児童福祉施設への入所や里親委託などが必要な児童に対して、健全な養育を支援する。	こども家庭課

④ いじめ・不登校対策の推進

No.	施 策	内 容	担当課
6	いじめ防止対策	大和高田市いじめ防止基本方針のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を目指し、児童・生徒が安心して生活できる環境整備に努める。	教育支援課
7	教室支援ルーム 「かたらい教室」 (心理的支援)	不登校などの悩みについて、心理相談員が、児童・生徒や保護者及び家族の悩み解決や教員の支援改善に向けて相談を行う。	教育支援課
8	教室支援ルーム 「かたらい教室」 (学習支援)	不登校児童生徒の多様な学びを保障するため、教科学習、体験活動、交流活動を通じて、自立心や社会性を育むとともに、保護者及び家族、教員が安心して支援できる体制を整備する。	教育支援課

（２）教育・保育の充実

「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育所や幼稚園などが連携・協力することなど、就学前の子どもに対する子育て支援策の一体的、総合的な推進が求められています。

教育・保育の場の整備拡充を積極的に行うとともに、きめ細やかな保育サービスをより一層充実していきます。また、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達の支援に努めます。

① 質の高い幼児教育・保育の提供

No.	施 策	内 容	担当課
9	教育・保育サービスの質の向上	研修により職員の資質の向上を図り、自然や地域の人とのふれあいなど体験活動を通して、乳幼児一人ひとりの特性に応じた指導の充実を図るとともに、いのちの大切さや自尊感情を育てる指導を行う。	学校教育課 保育幼稚園課

② 教育・保育の一体的提供

No.	施 策	内 容	担当課
10	認定こども園の設置・運営	国の子ども・子育て支援法の制定に伴い、本市における子ども・子育て会議にて、大和高田市立認定こども園構想も踏まえながら、今後の幼保施設の整備について調査審議する。	保育幼稚園課
11	保育所、幼稚園、認定こども園の交流	保育所、幼稚園、認定こども園が互いの施設を利用して、子どもたちが共通体験を持てるよう交流する。	学校教育課 保育幼稚園課
12	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校の連携推進	保育所、幼稚園、認定こども園と小学校が連携し、円滑に接続するしくみを構築する。	学校教育課 保育幼稚園課

③ 学校教育の充実

No.	施 策	内 容	担当課
13	生徒指導の充実	問題行動などの今日的課題を解決するため、学校、家庭、地域、関係機関との連携を図り、生徒指導の充実を図る。	教育支援課 学校教育課
14	教育環境の整備・充実	老朽化対策、学校施設の整備、障がいのある子どもが安心して教育を受けることができる施設のバリアフリー化、犯罪から子どもを守る安全管理など、良好な教育環境の整備、充実に努める。	教育総務課
15	学校教育の充実	子どもの生きる力を育むため、道徳教育など心の教育の充実を図るとともに、社会動向にあわせた環境教育なども視野に入れ、各学校の地域に根ざした特色ある教育活動を推進する。	学校教育課
16	学校評議員の設置	地域及び家庭と幼稚園との連携・協力を図るため、学校評議員を設置する。	学校教育課
17	学校運営協議会の設置	保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、「地域と共にある学校」を推進するため、学校運営協議会を設置する。	生涯学習課

④ 放課後対策の推進

No.	施 策	内 容	担当課
18	児童ホームの充実	留守家庭児童を対象とした放課後保育施設を開設する。(通年、日曜日、祝日、年末年始以外の平日及び土曜日は、最長午後 7 時まで。)	保育幼稚園課

(3) 児童・生徒の健全育成の推進

成人期への移行過程にある思春期は、心身ともに変化が大きく、人間の一生の間で身体的・精神的発達をめざましい時期であり、また、将来の妊娠・出産・子育てを控えて、母性、父性を育む時期でもあります。複雑に変化する社会環境の中でも、思春期の子どもたちが生命の尊さを学び、自分たちが将来、子育ての当事者になる自覚を培うことができるようサポート体制の充実を図る必要があります。また、テレビやインターネット等、さまざまなメディアから流される有害な情報から、子どもたちを守ることも重要となっています。

次代の親となる思春期の児童・生徒たちに、正しい知識を普及するとともに地域の乳幼児親子とふれあう体験を通して、命の大切さを学ぶ学習を提供していきます。また、子どもの豊かな心を育む社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実します。

情報通信機器やインターネットの健全な利用については、親子や家庭で理解を深める機会を提供し、関係機関との連携を図った地域ぐるみの取組により、非行の未然防止や有害環境から子どもを守ります。

① 次代の親の育成

No.	施策	内容	担当課
19	学校教育における子育てに関する学習の推進	中学校において、家庭科教育、体験的学習やボランティア活動などの機会を通じて、乳幼児とふれあう体験を推進する。	学校教育課
20	男女共同参画を推進するための教育・学習の充実	男女が互いにその人権を尊重し合い、喜びと責任を分かち合い、対等のパートナーとなりうる男女平等の理念を定着させるための教育・学習の充実を図る。	学校教育課

② 遊びや学びの機会の充実

No.	施策	内容	担当課
21	農業体験	総合学習の中に米作りを取り入れ、休耕田を借用し、地元の人をゲストティーチャーとして、田植えから稲刈りまでの体験学習を行う。	学校教育課
22	菜園活動	農家から畑や休耕田の提供やアドバイスを受け、植え付けから収穫までの体験活動を行う。	学校教育課 保育幼稚園課
23	アウトリーチ活動	一流のアーティストを学校等へ派遣する、さざんかおでかけコンサートなどを通じて上質な芸術を間近で体験する機会を提供する。	文化振興課

No.	施 策	内 容	担当課
24	みんなのルーツ	外国にルーツがある、ないにかかわらず、多文化共生や広く人権に関わる学びをテーマとして実施する。	人権施策課
25	夏休み子ども教室	夏休みを利用して各種教室を開催し、子どもたちがさまざまな体験活動ができる機会を提供する。	生涯学習課
26	チャレンジ教室	夏休みや冬休みを利用して各種教室を開催し、子どもたちがさまざまな体験活動ができる機会を提供する。	生涯学習課
27	夏休み親子体験教室	小学生とその保護者が市内の歴史について学び、地域に残る文化財に親しみを持ってもらうことを目的とした体験教室（鏡の鋳造体験、勾玉づくり）を行う。	生涯学習課
28	国際交流	姉妹都市や国際交流団体の支援を通じて、文化・スポーツ等をはじめとする国際交流活動を推進する。	広報広聴課

③ 青少年育成環境の整備

No.	施 策	内 容	担当課
29	青少年活動の促進	大和高田市子ども会指導者連絡協議会、スカウト運動育成協会、青少年指導員連絡協議会の指導者を対象に研修会等を開催し、積極的に活動を支援する。	教育支援課
30	スポーツ少年団の育成・指導	小学生を対象としたスポーツ団体の育成・指導を行う。（活動団体 11 団：バレーボール、ソフトテニス、サッカー、野球、ミニバスケット、バトミントン、剣道、柔道、少林寺拳法、空手道、合気道）	スポーツ振興課
31	青少年補導会・青少年指導員活動の推進	青少年の健全育成に努め、指導・育成活動を推進する。	教育支援課

No.	施 策	内 容	担当課
32	子どもを取り巻く有害環境対策	青少年の非行を防止するため、学校、地域、関係団体が連携を図り、非行につながるような環境の点検、巡回指導を行うなど、有害な環境の浄化に努める。	教育支援課

基本目標Ⅱ 安心とゆとりのある子育て環境づくり

(1) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

妊娠期から産前・産後にわたって心身ともに健やかに過ごすためには、定期的な健康診査や保健指導、相談事業等を通じて、悩みや不安を抱え込まないよう適切な支援を行う必要があります。

本市においては、令和6年4月にこども家庭センターを設置し、従来の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を活かしながら、妊娠期から子育て期にわたって誰もが安心して子どもを産み育てることができるようすべての子育て家庭を対象に予防的な視点と利用者の立場に立った切れ目のない包括的な支援を行っています。

① 産前産後の主な事業・取組

No.	施 策	内 容	担当課
33	妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。	健康増進課
34	母子健康手帳交付	母子の健康管理を目的として、母子健康手帳を交付する。 妊娠届出時に保健師・助産師による面談を行うことで、家庭環境や心身の健康に課題のある妊婦の把握を行い、出産前からの関わりを深めることで出産後の支援につなげる。	健康増進課
35	妊婦健康診査	妊婦及び胎児の健康状態の確認及び経済的な負担軽減を目的に、医療機関及び助産院における妊婦健康診査の受診に対し、最大14回まで費用の一部を助成する。	健康増進課

No.	施 策	内 容	担当課
36	妊婦歯科健康診査	妊婦のむし歯・歯周病の早期発見と母子の歯科疾患予防を目的として個別歯科医療機関で実施する。	健康増進課
37	ウェルカムベビー教室	妊婦及び家族に対し、妊娠・出産・育児の知識を提供するとともに出産のイメージや育児の体験を行う。	健康増進課
38	産婦健康診査	産後うつ予防や新生児への虐待予防等のため、産後の初期段階における母子に対する支援を強化できるよう、産後2週間・1か月の受診費用の一部を助成する。健診結果に応じて産後ケアや事業につなげ、訪問等直接的な支援を行う。	健康増進課
39	新生児聴覚検査	保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、聴覚障害のある児を出生後早期に発見し、音声言語発達等への影響を最小限にとどめるため、新生児聴覚検査に係る費用を助成する。	健康増進課
40	産後ケア	医療機関や助産所において母親の心身のケアや育児に対する相談支援を行う。産後ケア実施機関と多様なニーズに対応できるようショートステイ型・デイサービス型・アウトリーチ型を実施し、連携した母子への支援を行う。	健康増進課
41	不妊治療の助成	不妊治療等を受けている人を対象に費用の一部を助成する。	健康増進課
42	健康教育	市立病院の受診者及びその家族を対象に健康教育を実施し、妊婦の出産に対する不安解消に努める。	市立病院
43	予防接種手帳交付会	予防接種手帳を交付し、予防接種の受け方及び必要性を説明することで、正しい理解と知識を普及し、対象年齢に受けることを勧奨するとともに、母子保健サービスの案内を行う。	健康増進課
44	予防接種	定期の予防接種を委託医療機関にて、個別で接種を行う。	健康増進課

No.	施 策	内 容	担当課
45	乳幼児健康診査	内科診察、身体計測、歯科健診（１歳６か月、３歳６か月）、健康教育、育児・栄養・歯科相談を実施する。	健康増進課
46	乳児家庭全戸訪問事業	生後４か月の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅においてさまざまな不安や悩みを聴く。支援の必要な家庭に対して適切なサービスに結びつけることにより、子どもが健やかに育つ環境を整える。	こども家庭課

② 思春期保健の充実

No.	施 策	内 容	担当課
47	教育ガイダンス（思春期相談）	学識経験者である電話相談員を配置し、対象者である児童・生徒、保護者及び家族が、いつでも気軽に家庭教育に関する相談ができる体制を整備し、相談者を支援する。	教育支援課
48	保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校における心と体の学習の充実	成長段階に応じた教育を通じて、子どもたちが「いのちの大切さ・いのちの連鎖」を正しく理解し、自らの心と体や性の問題について適切な行動を選択する能力や態度を身につけられるよう、保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校における心と体の学習の充実を図る。	学校教育課 保育幼稚園課

③ 食育の推進

No.	施 策	内 容	担当課
49	食育の推進（１）	「給食だより」を通じて、子どもたちや保護者に、食の大切さを伝えるとともに、食育を保健体育、家庭科の授業として取り入れ、指導する。	学校教育課 教育総務課
50	食育の推進（２）	食を通じたさまざまな体験活動を推進するとともに、保護者への食に関する情報提供や相談に努め、家庭での食育を促進する。	保育幼稚園課

(2) 子どもや子育てに安心・安全な生活環境の整備

子どもにとって、健全な遊びは健やかな成長と豊かな人間形成のために欠くことのできないものであり、身近な場所に豊かな遊び環境が確保されていることが必要です。子育て世代の定住を促し、次の世代にも住み続けてもらうため、子育て世代の定住を促す住まい、まちづくりを進めていくことが大切です。さらには、交通事故や犯罪から子どもたちを守るため、交通安全や犯罪防止に配慮した施設整備を進めるとともに、各関係機関と連携して交通事故防止対策、防犯対策を強化していく必要があります。

すべての子どもが放課後や週末などに安心して遊びや学習、さまざまな体験活動ができるよう、子どもの居場所づくりを整備していきます。また、活気にあふれ、だれもが快適に暮らせるまちづくりをめざして、公園の整備、公共交通機関のバリアフリー化などをすすめ、より子育てしやすいまちにしていきます。さらには、子どもを犯罪から守るため、地域での見守りネットワークを活用し、犯罪の未然防止に取り組むとともに、PTAやボランティア団体、学校・地域・警察との連携を強化し、安全な地域コミュニティづくりを推進します。

① 子どもの居場所、遊び場づくりの推進

No.	施策	内容	担当課
51	児童館（青少年会館）の整備・充実	地域における子どものコミュニティの拠点施設として、活動拠点、運営方法、施設環境などの整備、充実を図る。	人権施策課
52	教育施設の開放	幼稚園の園庭を遊び場として開放する。また小学校の運動場及び体育館を開放し、スポーツを通して地域の児童の交流を深める。	学校教育課
53	公園の整備	健康増進、子育て支援、防災、ユニバーサルデザインなど、様々な視点から誰もが安全安心に利用できる施設の整備を図る。	都市計画課

② 子育てに配慮した住環境・生活環境の整備

No.	施策	内容	担当課
54	市営住宅環境改善事業	市営住宅等の計画的な環境整備、修繕を進め、居住空間の向上に努める。	住宅課

③ 子どもの安全の確保

No.	施 策	内 容	担当課
55	交通安全対策及び防犯対策の推進	各学校・園や生活安全課と連携し、交通マナーを身につけさせる指導や通学路の安全点検、防犯訓練などを実施する。	学校教育課 生活安全課 保育幼稚園課
56	交通安全教室などの開催	子どもの交通事故や犯罪被害を防止するための交通安全教室等の開催、地域、ボランティアなどの連携による各種啓発活動を推進する。	生活安全課
57	児童・生徒の登下校時の安全確保	安全下校支援ボランティア、安全委員会、老人クラブ、PTAをはじめ、地域住民との協働により、通学路や校区内での防犯活動を推進する。	学校教育課 教育支援課
58	こども110番の家	子どもが犯罪等にあったときの避難場所として、こども110番の家を設置し、地域で子どもが安全に生活できるよう努める。	教育支援課
59	子ども見守り活動の強化	登下校の安全確保を図るため、学校、家庭、地域、関係機関と連携し、青色パトロールカーの巡回活動等による活動の強化に努める。	教育支援課 学校教育課 生活安全課
60	不審者情報の提供	不審者情報を登録者にメールで配信する「大和高田市情報メール（不審者情報）」を活用し、注意喚起と犯罪抑止に努める。	教育支援課
61	危機管理マニュアル作成	各校園所の危機管理マニュアルの作成などにより、子どもの安全を確保する。	学校教育課 保育幼稚園課

基本目標Ⅲ 子育て支援サービスの充実

(1) 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実

核家族化や地域社会の弱体化、共働き世帯の増加や雇用環境の複雑化に伴い、子育て支援へのニーズが多様化しています。

そのような多様化するニーズに対応していくため、教育・保育の場の整備拡充を積極的に行うとともに、きめ細やかな保育サービスをより一層充実していきます。また、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達の支援に努めます。

① 保育サービスの充実

No.	施策	内容	担当課
62	一時預かり事業	未就園児を対象とし、その保護者の急な用事や急病、短期のパートタイム勤務、断続的勤務に伴う一時的な保育ニーズに対応する。	保育幼稚園課
63	一時預かり事業	保護者の子育てを支援するため、通常教育時間の終了後や長期休業期間中などに、預かり保育を行う。	学校教育課
64	延長保育	保護者の就労保障を目的に、延長保育希望者に対し、保育時間の延長を行う。	保育幼稚園課
65	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	家庭での養育が一時的に困難になった児童を児童福祉施設において一定期間養育・保護し、児童とその家庭の福祉の向上を図る。	こども家庭課
66	家庭支援推進保育	児童と保護者のコミュニケーションや家庭訪問を充実するため、推進保育士を配置し、家庭環境に配慮しながら人権の視点に立った保育を実施する。	保育幼稚園課
67	病児保育事業	病児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う。	保育幼稚園課

② 地域の子育て支援の充実

No.	施 策	内 容	担当課
68	利用者支援事業 (こども家庭センター)	全ての妊産婦・子育て世帯・子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能の一体的な運営を通じて、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく相談支援を行う。個々の家庭の課題・ニーズにこたえるために、サポートプランとして必要な支援内容を組み立て、継続的なマネジメントを実施している。また、充実したサービスを提供するために地域資源の開拓に努める。	こども家庭課 健康増進課
69	地域子育て支援拠点事業	子育て家庭の親子が集い、交流を図ったり、育児相談・情報提供の場を設置したりすることで、安心して子育てできる環境をつくる。	こども家庭課 保育幼稚園課
70	保育所、認定こども園地域活動事業	「異年齢児交流」や保育所、認定こども園の「夕涼み会」、「運動会」などの行事に、卒園児や地域の小学生等も参加し、交流する機会を提供する。	保育幼稚園課
71	子育て支援・推進事業	子育てイベントを開催し、地域の子育て支援の充実を図る。	こども家庭課
72	幼稚園子育て支援事業	未就園児親子ふれあい広場(月1～2回)、わくわく子育て事業(学期1回)を実施・開催する。	学校教育課
73	主任児童委員・児童委員の活動支援	家庭、学校、地域との連携を図り、身近な相談・支援者として、児童を見守り、健やかに育成するための活動支援に努める。	社会福祉協議会

③ 多様な子育て支援サービスの充実

No.	施 策	内 容	担当課
74	子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭又は妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、日常的に行う家事、子育て等の支援を実施する。	こども家庭課
75	託児ルームの設置促進	子育て中の人でも気軽に参加できるよう、各種講座、集会などの開催時に託児ルームの設置を促進する。	人権施策課
76	自主事業開催時の託児	各課主催の講座、セミナー、フォーラム、市民集会などの開催時に託児ルームを設置する。	社会福祉協議会 人権施策課

No.	施 策	内 容	担当課
77	保遊室の設置	利用者に子ども連れでも安心して、各教室・大会に参加してもらえるよう保遊室を開放する。	スポーツ振興課
78	スポーツ教室の開設 「キッズスクエア教室」	就学1年前の子どもを対象に体操教室を開催する。	スポーツ振興課

④ 子育て力の向上に向けた支援

No.	施 策	内 容	担当課
79	育児教室	1歳児から3歳児とその保護者を対象に、リズム遊び、ふれあい遊び、造形遊び、季節の行事等（0歳児も対象）を実施し、子どもの情操を育て、親同士のつながりを深める。	子育て支援センター
80	育児支援事業「子育て応援セミナー」、「育児教室」	子どもの体験を促進し、保護者の子どもに対する理解を深められるよう、人権を踏まえた子育て支援活動として、育児教室や子育て応援セミナーを実施する。	人権施策課
81	親子で楽しめる催しの開催	親子の心の交流を図り、親子関係を今一度見つめ直すことができるよう、親と子で楽しめる催しを企画、開催する。	文化振興課
82	ブックスタート	本を通じて、親と子のコミュニケーションを図るとともに、子どもの心が豊かに育てられるよう、本に親しむきっかけづくりとして乳幼児健診児に、絵本とライブラリーバックを配布する。	生涯学習課
83	おはなし会	図書館利用者に昔話や色々な物語を知ってもらう場を提供するとともに、ひとつの空間でおはなしに耳を傾けたり手遊びなどをして感動を共有することで、子ども達の感性が豊かになることを図る。	生涯学習課
84	各種講座の開設	児童と保護者を対象に、子どもの豊かな感性を育てるための各種講座を開設する。	生涯学習課

(2) 子育て相談、情報提供体制の充実

育児の不安や悩み、心の問題へ対応するためには、相談体制の充実を図り、相談者の心の拠り所となるよう努めていくことが求められます。

子どもや保護者が教育・保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、さまざまな場所での相談や情報提供を行うほか、相談・指導体制を充実させ、保護者の育児負担の軽減を図ります。

① 子育てに関する情報提供

No.	施策	内容	担当課
85	子育て支援ホームページの充実	子育て支援のホームページの内容を充実し、多様な子育て関連情報の提供を行う。	こども家庭課
86	子育て情報誌『すこやか』の発行	子育てに関する情報誌を、母子健康手帳交付時などに配布し、子育てしていく中で幅広く活用してもらう。	こども家庭課
87	『よみきかせ絵本ガイド』の発行	絵本が親子のコミュニケーションを図る手だてとなるよう乳幼児の年齢別絵本のリストを紹介し、配布を行う。	子育て支援センター

② 相談・指導体制の充実

No.	施策	内容	担当課
88	育児相談（１）	各公立保育所、幼稚園や認定こども園の保護者、園庭開放に來ている保護者に対して相談・助言を行う。	学校教育課 保育幼稚園課
89	育児相談（２）	地域子育て支援拠点において、子育て家庭の育児不安を軽減するため、こども家庭センターと連携を図り、相談・助言を行う。	こども家庭課 保育幼稚園課
90	家庭児童相談（１）	来庁や電話で相談があった家庭に対し、子育てや家族関係に関する相談を行う。	学校教育課
91	家庭児童相談（２）	家庭児童相談窓口の整備を行い、子どもや家庭の福祉の向上のため、子育てや家族関係に関する相談を行う。	こども家庭課

No.	施 策	内 容	担当課
92	女性相談	女性が抱えるさまざまな問題（家族、パートナー、対人関係、DV、労働、生き方などの心理的な悩み）について、女性のカウンセラーによる相談を行う。	人権施策課
93	子育てに関する相談機関の連携強化	子育てに関するさまざまな悩みやしつけ、虐待、障がいなどについて指導・助言を行うとともに、こども家庭相談センター、各校園所、児童民生委員、関係機関と連携を図る。	こども家庭課 保育幼稚園課 学校教育課 教育支援課 健康増進課

（３）地域の子育て力の向上

少子高齢化・核家族化の進行や地域社会の変化に伴い、身近な地域とのつながりが希薄化し、相談できる相手がいないなど、子育てへの負担感が増大しているといわれています。

すべての保護者が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりを持って子育てできるよう、子どもたちや保護者が仲間や地域の人とふれあう場へ参加する機会を確保し、子どもの社会性を育むため気軽に利用できる施設や事業の充実及び周知を行います。

① 子育て支援活動のネットワークづくり

No.	施 策	内 容	担当課
94	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	子どもを預かるサポート会員が、子どもを預けたい利用会員のニーズに応じて子育てサポートを行う。	社会福祉協議会 こども家庭課
95	子育てサークル活動への支援	利用者相互の交流を推進するため、子育てサークル活動への参加を勧める。	子育て支援センター
96	地域住民と子どもの交流活動の促進	老人福祉施設の訪問、中高生との交流といった、地域住民や高齢者との世代間交流活動、ボランティア活動、更生保護婦人会の行事などに参加する。	学校教育課 保育幼稚園課

② ボランティア活動の促進

No.	施 策	内 容	担当課
97	育児ボランティア、地域活動ボランティアへの支援（１）	地域で活動する、こども食堂ボランティア団体、フードバンク活動団体への支援を図る。	こども家庭課
98	育児ボランティア、地域活動ボランティアへの支援（２）	自主的な育児ボランティアや地域活動を行うボランティアを促進するため、情報や活動場所の提供、人材の確保・養成などの支援を図る。	人権施策課

基本目標Ⅳ すべての子育て家庭への支援

(1) 子育てに伴う経済的負担の軽減

子育てにかかる費用の増大は、子どもを持つ保護者にとっては大きな負担となっています。その費用については、本来家庭が負担すべきものですが、子どもたちは次代の担い手であり、負担の公平性や適切な役割分担などに留意しながら、保育や教育等にかかる支援などが求められています。

子育て中の家庭に対し手当等を支給することにより経済的負担が軽減され、家庭における生活の安定と児童の健全な育成等、住民が安心して子育てできるまちをめざします。

① 養育費、教育費等への支援

No.	施 策	内 容	担当課
99	子ども医療費助成制度	子どもの健康保持と健やかな育成を図るため、出生の日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子どもが病院等で保険診療をした場合の医療費の自己負担分を助成する。	保険医療課
100	就学援助費の給付	小・中学校の義務教育費用の支払いが困難な家庭に対して就学援助を行う。	学校教育課

(2) 配慮を必要とする家庭への支援

すべての子育て家庭が、身近な地域において安心して子どもを生み育てることができるよう、ひとり親家庭や障がいのある子どもを持つ家庭、経済的・社会的困難を抱える家庭など、特に配慮が必要な家庭への支援の強化が求められています。

すべての子どもの健やかな育ちを等しく支えるため、家庭状況等の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもや子育て家庭に対するきめ細やかな支援を推進していきます。

また、本計画におけるすべての施策・事業が、配慮を必要とする家庭に届くように努めます。

① ひとり親家庭への支援

No.	施 策	内 容	担当課
101	ひとり親家庭（母子・父子家庭）の経済的自立支援	ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、福祉資金、児童扶養手当等福祉制度の啓発を図り、周知に努める。	こども家庭課
102	母子・父子相談	母子家庭や父子家庭の生活や子どもの養育などに関する相談や、職業能力の向上などに関する支援を行い、自立に必要な情報提供を行う。	こども家庭課

② 配慮が必要な子どもとその家庭への支援

No.	施 策	内 容	担当課
103	特別支援教育（障がい児保育）	特別支援の必要な園児の処遇の向上及び施設の受入体制の整備に努める。	学校教育課 保育幼稚園課
104	特別支援教育の充実	特別支援が必要な児童の可能性を最大限に伸ばし、自立を促進するため、障がいの状況や発達段階に応じた教育内容の充実や、適切な教育相談・指導の充実に努める。	学校教育課 保育幼稚園課
105	特別保育等における受入れについて	延長保育や一時保育などの特別保育事業、児童ホーム、子育てサポートクラブの利用などにおける、障がいのある子どもの受入れに努める。	学校教育課 こども家庭課 社会福祉協議会 保育幼稚園課
106	在宅福祉サービスの充実	介護を要する障がいのある子どもの家庭に対し、家事、介護などの日常生活への支援を行い、介護者の負担の軽減に努める。	社会福祉課
107	福祉手当等の支給	障がいのある子どもやその家族の安定した生活を保障するため、障害児福祉手当等を支給する。	こども家庭課 社会福祉課

No.	施 策	内 容	担当課
108	若者の居場所「ヒサかた」	中退・離職した若者の社会的孤立を防ぐための居場所づくりを実施。毎週土曜日の午前中に開所し、指導員が若者の悩みや相談事に寄り添い支援している。	教育支援課 社会福祉課

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現

男女の意識や価値観が変わり、仕事やライフスタイルも多様化しています。このような状況から、さまざまな雇用形態や就労環境のもとで働く男女の子育てと仕事の両立を支援するために、保育サービスを受けやすい環境づくりと保育の充実を図っていく必要があります。

男女がともにやりがいや充実感を持って働きながら、仕事上の責任を果たし、家庭や地域活動等へ参画していけるよう、長時間労働を前提とした働き方、仕事中心の働き方の見直しを呼びかけるとともに、多様な働き方についての啓発を行うなど、仕事と子育てが両立できる環境の整備を図っていきます。

① 妊娠・出産・子育てに関する意識啓発

No.	施 策	内 容	担当課
109	男女共同参画の推進に関する啓発	家庭や職場における固定的な性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた広報・啓発に努める。	人権施策課
110	市民及び事業者への活動支援	行政だけでなく市民、団体、事業者との連携・協働を進め、それぞれの主体的な活動を支援し、積極的に取組を行う事業者等を表彰する。	人権施策課

② 就業や再就職に対する支援

No.	施 策	内 容	担当課
111	職業情報の提供・相談	関係機関との連携を図り、職業能力開発・資格取得に関する情報、就職情報の提供、就職相談などの支援を行う。	商工振興課

第 6 章 事業計画

第6章 事業計画

1 児童人口の見込み

児童人口の推計をみると、就学前児童、就学児童については年々減少すると予想され、令和11年の推計児童数は、就学前児童で1,855人、就学児童で2,129人、合計で3,984人となっています。

【(推計)児童人口】

(単位:人)

	実績	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	324	303	298	292	286	281
1歳	344	342	316	311	305	298
2歳	324	345	342	316	311	305
3歳	350	321	343	340	314	309
4歳	352	342	325	347	344	318
5歳	371	343	342	325	347	344
6歳	369	381	341	340	323	345
7歳	362	374	386	346	345	328
8歳	407	368	373	385	345	344
9歳	385	392	371	376	388	347
10歳	385	399	393	372	377	389
11歳	409	385	398	392	371	376
就学前児童 (0～5歳)	2,065	1,996	1,966	1,931	1,907	1,855
就学児童 (6～11歳)	2,317	2,299	2,262	2,211	2,149	2,129
合 計 (0～11歳)	4,382	4,295	4,228	4,142	4,056	3,984

令和11年までの人口推計を令和2年から令和6年の10月1日現在の住民基本台帳（外国人を含む）をもとに、年齢階層別人口の変化率による推計方法（コーホート変化率法）で行いました。なお、ここでいうコーホートとは同じ年に生まれた人々の集団をさします。

2

教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域について

幼児期の学校教育・保育及び、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

本市においては、この教育・保育提供区域を市全域で1区域と定めます。

3

幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制

幼児期の学校教育・保育の量の見込みについて、保育所、幼稚園の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

区分		対象		該当する施設等
(1)	1号認定(教育)	3～5歳	専業主婦(夫)家庭 短時間就労家庭	幼稚園、認定こども園
	2号認定(教育)	3～5歳	共働き家庭等で学校教育 の希望が強い家庭	幼稚園、認定こども園
(2)	2号認定(保育)	3～5歳	共働き家庭等	保育所、認定こども園
(3)	3号認定(保育)	0～2歳	共働き家庭等	保育所、認定こども園、 地域型保育事業

(1) 1号認定、2号認定（共働き家庭等で学校教育の希望が強い家庭）

3～5歳で保育の必要性はない認定区分（幼稚園、認定こども園）である1号認定と、2号認定である、3～5歳で保育の必要性がある認定区分のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される区分です。

【現在の実施状況(令和6年度)】

幼稚園 (特定教育・保育施設)	公立8か所	高田こども園(教育部門)、土庫こども園(教育部門)、 片塩幼稚園、浮孔幼稚園、磐園幼稚園、 陵西幼稚園、菅原幼稚園、浮孔西幼稚園
	私立4か所	つぼみ認定こども園(教育部門)、 よのもと保育園(教育部門)、高田カトリック幼稚園、 愛恵幼稚園

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人)

		令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1号	199	204	205	206	204	194
	2号(教育)	97	97	98	98	97	94
	合計	296	301	303	304	301	288
②確保の内容		296	301	303	304	301	288
②-①		0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

既存の供給量で対応が可能であるため、現在の提供体制を維持していきます。

(2) 2号認定

3～5歳で保育の必要性がある認定区分（保育所、認定こども園）です。

【現在の実施状況(令和6年度)】

認可保育所 (特定教育・保育施設)	公立8か所	高田こども園(保育部門)、土庫こども園(保育部門)、 片塩保育所、天満保育所、みどり保育所、 浮孔保育所、磐園保育所、高田西保育所
	私立4か所	つぼみ認定こども園(保育部門)、よのもと保育園(保 育部門)、三倉堂保育園、かなえ保育園

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人)

	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	638	644	646	647	643	621
②確保の内容	638	644	646	647	643	621
②-①	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

既存の供給量で対応が可能であるため、現在の提供体制を維持していきます。

(3) 3号認定

0～2歳で保育の必要性がある認定区分（保育所、認定こども園、地域型保育事業）です。

【現在の実施状況(令和6年度)】

認可保育所 (特定教育・保育施設)	公立8か所	高田こども園(保育部門)、土庫こども園(保育部門)、 片塩保育所、天満保育所、みどり保育所、 浮孔保育所、磐園保育所、高田西保育所
	私立6か所	つぼみ認定こども園(保育部門)、よのもと保育園(保育 部門)、三倉堂保育園、かなえ保育園、トナリのかなえ 保育園、高田ことの保育園

【量の見込みと確保の内容】

① 0歳

(単位:人)

	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	29	35	35	35	35	35
②確保の内容	29	35	35	35	35	35
②-①	0	0	0	0	0	0

② 1～2歳

(単位:人)

	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	345	370	370	370	370	370
②確保の内容	345	370	370	370	370	370
②-①	0	0	0	0	0	0

【保育利用率】

(単位:人)

	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0～2歳児の量の見込み	374	405	405	405	405	405
0～2歳の児童数(全体)	992	990	956	919	902	884
保育利用率	37.7%	40.9%	42.4%	44.1%	44.9%	45.8%

※保育利用率は利用定員数／児童数で算出

【確保の方策】

3号認定については、待機児童対策として民間の事業者による小規模保育事業所の整備等に努めていきます。

4

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み(実施か所数)	2	2	2	2	2
②確保の内容(特定型)	1	1	1	1	1
〃 (こども家庭センター型)	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

利用者支援事業は、地域の子育て支援拠点等、子育て中の親子の身近な場所で実施する形態と、市役所等の行政機関で実施する形態とで構成されており、本市においては市役所を中心とした形態としますが現行の各種相談窓口も活用・連携します。

・ 特定型	保育幼稚園課において子育て支援員が、保育施設の入所に関する案内や地域の子育て支援事業等の情報提供を行います。
・ こども家庭センター型	こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期を通じて、妊娠・出産・育児に関する情報提供や相談対応を実施し、個々に応じた切れ目のない支援を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現在の実施状況(令和6年度)】

3か所	子育て支援センター、ママの里 子育てステーション、すこやか広場
-----	---------------------------------

【量の見込みと確保の内容】

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み(延べ回数/年)		16,796	16,219	15,592	15,303	14,998
②確保の内容	実施か所数	3	3	3	3	3
	延べ回数/年	16,796	16,219	15,592	15,303	14,998
②-①(延べ回数/年)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

地域子育て支援拠点事業については、国が定める事業を中学校校区で取り組んでいるところです。就学前の親子の居場所としては認定こども園で類似する事業も併せて進めていることからトータルで考えた上で内容を充実しつつ、利用者への周知を徹底する等、稼働率の向上を図ることを基本とします。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み(延べ人数/年)	4,242	4,172	4,088	4,004	3,934
②確保の内容(延べ人数/年)	4,242	4,172	4,088	4,004	3,934
②-①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

既存の供給量で対応が可能であるため、現在の提供体制を維持していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み(実人数/年)	110	108	106	104	102
②確保の内容(実人数/年)	110	108	106	104	102
②-①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

乳児家庭全戸訪問事業については、面接率の向上を図ることで孤立化を防ぎ適切な支援につなげられるように継続して実施します。

(5) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関の担当職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性を強化し、ネットワークの連携強化を図る取組を実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容(養育支援訪問事業)】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み(実人数/年)	136	134	131	128	126
②確保の内容(実人数/年)	136	134	131	128	126
②-①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

養育訪問支援事業については、支援が必要な子どもや家庭に対し、適切な相談や対応ができるよう、実施体制を整え事業内容を周知します。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業としては、要保護児童対策地域協議会を中心に、保健、医療、福祉、教育など、児童に関係する機関の連携強化と専門性強化に努め、児童への虐待に対して、適切かつ早期の対応を図ります。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【現在の実施状況(令和6年度)】

7か所	乳児院2か所、児童養護施設5か所
-----	------------------

※令和7年度より里親、親子利用を拡充予定です。

【量の見込みと確保の内容】

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み(延べ日数/年)		120	130	130	130	130
②確保の内容	実施か所数	10	10	10	10	10
	延べ日数/年	120	130	130	130	130
②-①		0	0	0	0	0

【確保の方策】

子育て短期支援事業については、市外指定施設以外に市内の里親等への委託先の追加や親子入所支援の拡充により利便性の向上や利用の拡大に取り組むことを基本とします。

(7) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭又は妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みをお聞きし、日常的に行う家事、子育て等の支援を行う事業です。

【現在の実施状況(令和6年度)】

3か所	市内の訪問介護事業所
-----	------------

※令和7年度より委託事業所を拡充予定です。

【量の見込みと確保の内容】

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み(延べ日数/年)		960	1200	1200	1200	1200
②確保の内容	実施か所数	5	5	5	5	5
	延べ日数/年	960	1200	1200	1200	1200
②-①		0	0	0	0	0

【確保の方策】

子育て世帯訪問支援事業については、引き続き事業の周知と利用の拡大、また、訪問支援員の確保や質の向上に取り組むことを基本とします。

(8) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現在の実施状況(令和6年度)】

大和高田市社会福祉協議会に業務委託

【量の見込みと確保の内容】

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み(延べ日数/年)		2,040	1,998	1,946	1,840	1,847
②確保の内容	延べ日数/年	2,040	1,998	1,946	1,840	1,847
②-①		0	0	0	0	0

【確保の方策】

子育て援助活動支援事業については、引き続き事業の周知と利用の拡大、また、会員数の確保や質の向上に取り組むことを基本とします。

(9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かる事業です。

【現在の実施状況(令和6年度)】

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	10か所	高田こども園(教育部門)、土庫こども園(教育部門)、片塩幼稚園、浮孔幼稚園、磐園幼稚園、陵西幼稚園、菅原幼稚園、浮孔西幼稚園 高田カトリック幼稚園、愛恵幼稚園
幼稚園在園児以外の一時預かり	7か所	高田こども園、土庫こども園、高田西保育所、よのもと保育園、かなえ保育園、トナリのかなえ保育園、託児室

【量の見込みと確保の内容】

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（1号認定、2号認定）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (延べ日数/年)	1号	1,132	1,137	1,139	1,131	1,093
	2号	6,529	6,555	6,568	6,522	6,301
	合計	7,661	7,691	7,706	7,653	7,394
②確保の内容	実施か所数	10	10	10	10	10
	延べ日数/年	7,661	7,691	7,706	7,653	7,394
②-①(延べ日数/年)		0	0	0	0	0

② 幼稚園在園児以外の一時預かり

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(延べ日数/年)		2,874	2,794	2,750	2,712	2,635
②確保の内容	実施か所数	7	7	7	7	7
	延べ日数/年	2,874	2,794	2,750	2,712	2,635
②-①(延べ日数/年)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

教育・保育における1号・2号(教育)認定に対応する幼稚園や認定こども園での実施を促進しながら、ニーズに対応していきます。

現在の供給体制(7園)を維持しつつ、利用ニーズの動向をみながら必要に応じて実施施設の拡大を図ります。

(10) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業です。

【現在の実施状況(令和6年度)】

14か所	高田こども園(保育部門)、土庫こども園(保育部門)、片塩保育所、天満保育所、みどり保育所、浮孔保育所、磐園保育所、高田西保育所、つぼみ認定こども園、よのもと保育園、三倉堂保育園、かなえ保育園、トナリのかなえ保育園、高田こりの保育園
------	---

【量の見込みと確保の内容】

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み(実人数/年)		535	527	517	511	497
②確保の内容	実施か所数	14	14	14	14	14
	実人数/年	535	527	517	511	497
②-①(実人数/年)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

延長保育事業については、現在14か所で実施し、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保するものとしています。また、さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

(11) 病児保育事業

保護者が家庭で保育できない場合に、病児・病氣回復期にある小学生までの児童を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【現在の実施状況(令和6年度)】

1か所	市内の民間病院
-----	---------

【量の見込みと確保の内容】

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み(延べ日数/年)		503	495	486	480	467
②確保の内容	実施か所数	1	1	1	1	1
	延べ日数/年	503	495	486	480	467
②-①(延べ日数/年)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

病児保育事業については、見込み量に対する提供体制の充実を図っていきます。

(12) 放課後児童健全育成事業（児童ホーム）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、発達段階に応じて、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現在の実施状況(令和6年度)】

16か所	片塩第1児童ホーム、片塩第2児童ホーム、高田第1児童ホーム、高田第2児童ホーム、高田第3児童ホーム、土庫児童ホーム、浮孔児童ホーム、磐園第1児童ホーム、磐園第2児童ホーム、磐園第3児童ホーム、陵西第1児童ホーム、陵西第2児童ホーム、菅原第1児童ホーム、菅原第2児童ホーム、浮孔西第1児童ホーム、浮孔西第2児童ホーム
------	---

【量の見込みと確保の内容】

① 低学年

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み(人)	523	514	503	488	484
②確保の内容(人)	523	514	503	488	484
②-①	0	0	0	0	0

② 高学年

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み(人)	181	178	174	169	168
②確保の内容(人)	181	178	174	169	168
②-①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

施設の拡充や人員の配置によって必要量の確保を図ります。

(13) その他

①実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

②多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

(14) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

すべての妊婦や子育て家庭を対象に、妊娠・出産・育児の見通しをたてるために面談を行い、必要な情報提供や相談を行います。

【量の見込みと確保の内容】

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み(延べ日数/年)		997	981	961	941	925
②確保の内容	延べ日数/年	997	981	961	941	925
②-①(延べ日数/年)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

すべての妊婦等に対して、妊娠届時や妊娠8か月ごろ、また出産後に保健センター（こども家庭センター）の助産師・保健師・看護師等が面談・電話相談を行い、安心して子どもを産み育てることができるよう予防的な視点と利用者の立場にたった切れ目のない包括的な支援を行います。

(15) 産後ケア事業【新規】

医療機関や助産所において、母親の心身のケアや育児に対する相談支援を行うとともに産後ケア実施期間と多様なニーズに対応できるようショートステイ型・デイサービス型・アウトリーチ型のサービスを実施し連携した母子への支援を行っていきます。

【量の見込みと確保の内容】

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み(延べ日数/年)		240	240	240	240	240
②確保の内容	延べ日数/年	240	240	240	240	240
②-①(延べ日数/年)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

希望する産婦が利用できるよう体制整備を図るとともに、産後の心身の疲れ、育児不安等の軽減が図れるよう支援していきます。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、心身の状況や養育環境を把握するための保護者との面談、保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。令和7年度に地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施されます。

【確保の方策】

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに時間単位で保育所や認定こども園等を利用できる制度であり、事業実施に向けて受入環境を検討・整備していきます。

（１）認定こども園の普及

認定こども園は、保育所と幼稚園の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、認可手続きの簡素化等により、新設や保育所、幼稚園からの移行が促進されるしくみとなっています。

本市では、このような新制度の主旨を踏まえ、認定こども園の普及に取り組みます。

特に０～２歳の低年齢児の新たな教育・保育の場として期待されることから、０歳児から受け入れ可能な認定こども園の整備への補助を行うなど、その普及を図ります。

（２）質の高い教育・保育や子育て支援の推進

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上が不可欠であるため、教育・保育、子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。

（３）保育所、幼稚園、認定こども園と学校教育との円滑な接続の推進

子どもの成長段階に応じて切れ目のない支援を行うためには、就学前の教育・保育施設と学校教育との円滑な接続が不可欠です。

本市では、配慮が必要な子どもに関し、保育所、幼稚園、認定こども園と、特に小学校との情報交換や、入学前相互訪問などによる連携を強化し、保・幼から学校教育へのスムーズな接続に取り組んでいきます。

第 7 章 計画の推進に向けて

第7章 計画の推進に向けて

1

各主体の役割

だれもが安心して子どもを生み、子育てに喜びや楽しみを感じられる社会、子ども自身が健やかに育っていきける社会を築いていくためには、行政だけではなく、家庭や地域、企業など本市に住むすべての人・組織が、それぞれの立場で、それぞれの特性に応じた役割を果たし、互いに協力・連携して主体的に取り組んでいかなければなりません。こうした取組は、市民一人ひとりが、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、自ら考え、責任を持って行動することが基本であり、以下のような自主的・主体的な取組が期待されます。

（１）家庭の役割

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提に、家庭は教育の原点であり、出発点と考えられます。親や家族が互いに協力して、家族全員が愛情を持って温かく子どもを見守り、心身の健康と安全を守るとともに、子どもの視点に立って家庭生活を見つめ、子どもの安心感や基本的な生活習慣、思いやりのある心を育み、心豊かな人間形成に努めることが求められます。

（２）地域の役割

地域が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じて、保護者は子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができます。そのためには、地域の住民すべてが、地域ぐるみで子どもを育てていくという認識に立ち、地域の幼児教育・保育施設や、子育て支援センターなどの子育てに関わる機関と積極的に協力・連携して、子どもや子育て中の親が気軽に参加できる地域行事などの機会や場を設けていくことが大切です。また、児童館（青少年会館）や公民館などの施設が子どものための行事や子育て中の親同士の交流、子育てサークルの活動などに積極的に活用されるようなしくみづくりや、公園などの地域の資源を大切に維持・管理する意識づくりが求められます。

（３）企業や職場の役割

企業や職場においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。また、子育てや家庭教育に関する職場全体の理解を深める研修などの充実、事業所内保育施設の整備などに努め、子育てしながら働きやすい職場環境づくりを進めることが期待されます。

（４）市の役割

市は本計画に基づき、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、子どもの最善の利益の実現を念頭に、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施します。その際、地域の幼児教育・保育施設、学校、子育て支援センターや保健センターなどの子育てに関わる諸機関との連携や、地域のボランティア団体、NPO、企業などとの協力関係を深め、幅広く住民の参加を得ながら、あらゆる物的・人的資源を活用して、地域の特性を活かし、創意と工夫ある取組を推進します。また、情報提供を積極的に行うとともに、市民の意見の把握に努め、世代を超えて集い子育てについて語り合う機会づくり等を行うことにより、市民の子育て環境づくりへの関心を高め、自主的な取組を掘り起こします。さらに、市職員は、今後も引き続き地域住民の一人として、地域活動やボランティア活動に積極的に参加し、市民とともに、子どもと子育てに関する意識の高揚に努めます。

2 計画の推進体制

（１）庁内連携の推進

本計画は、教育、保健、医療など多岐の分野にわたっており、計画の推進にあたっては、関連分野と相互に連携・協力し、総合的に取り組むことが求められます。庁内関係各課との連携を図りながら、本計画を推進していきます。

（２）関係機関・団体との連携

地域の保育所、幼稚園、学校、子育て支援センターなどの子育てに関わる諸機関や、地域のボランティア団体、NPO、企業、有識者などによる子育て支援ネットワークの体制を整備し、本計画の推進や子育て支援に関する問題についての解決の場の形成をめざします。

（３）計画内容の広報・啓発

本計画の推進にあたっては、行政はもとより、地域住民や関係団体、民間サービス事業者等が一体となって取り組んでいく必要があります。市民や企業、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、子ども・子育て支援に主体的に取り組めるよう、広報紙やイベントなどさまざまな媒体や機会を活用し、計画内容の広報・啓発に努めます。

（４）子ども・子育て会議による定期的な点検

本計画の確実な運営と推進を図るため、計画担当課である保育幼稚園課が中心となり、各関係課と連携を図りながら、計画の進行状況を定期的に確認し、子ども・子育て会議での審議により、必要に応じて、計画の見直し・改善を図ります。

資料編

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第 1 項の規定に基づき、大和高田市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

一部改正〔令和 5 年条例 5 号〕

（所掌事務）

第 2 条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第72条第 1 項各号に規定するもののほか、市長の諮問に応じて本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する重要事項に関し、市長に答申し、又は意見を述べることができる。

一部改正〔令和 5 年条例 5 号〕

（組織）

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- （1）子どもの保護者
- （2）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （3）子ども・子育て支援に関する学識経験のある者
- （4）公募による市民
- （5）その他市長が適当と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部において処理する。

一部改正〔令和 3 年条例12号〕

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(招集の特例)

2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「人権啓発推進協議会の委員」の次に「、子ども・子育て会議の委員」を加える。

別表第1中

「

障害者自立支援審査会の委員	日額 12,000円
---------------	------------

」を

「

障害者自立支援審査会の委員	日額 12,000円
子ども・子育て会議の委員	日額 12,000円

」に改める。

附 則（令和3年3月31日条例第12号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第5号抄）

(施行期日)

第1条 この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条から第6条までの規定は令和5年4月1日から施行する。

2

大和高田市子ども・子育て会議委員名簿

	委員名	条例による区分	所属等
	安本 浩平	(1) 子どもの保護者	市 P T A 協議会会長
	磯部 英樹	(1) 子どもの保護者	小学校 P T A 顧問
	疋田 哲也	(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	中学校校長会代表
	西林 一聡	(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	小学校校長会代表
	南場 良文	(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	愛恵幼稚園 園長
	前川 慎子	(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	子育てサポートクラブ代表
	森田 サエ子	(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	真美北保育園 園長
	西峯 静代	(3) 子ども・子育て支援に関する学識経験のある者	手をつなぐ育成会 会長
	栗木 裕幸	(3) 子ども・子育て支援に関する学識経験のある者	県保育協議会会長 よのもと保育園 園長
◎	善野 八千子	(3) 子ども・子育て支援に関する学識経験のある者	奈良学園大学 人間教育学部 特任教授
	巽 千津子	(3) 子ども・子育て支援に関する学識経験のある者	人権保育研究会 代表
○	恒川 直樹	(3) 子ども・子育て支援に関する学識経験のある者	常磐会短期大学 幼児教育科 教授
	-	(4) 公募による市民	公募委員
	-	(5) その他市長が適当と認める者	-

◎会長、○副会長 (敬称略、順不同)

第3期大和高田市子ども・子育て支援事業計画

発 行： 令和7年3月

大和高田市

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中 98 番地 4

T E L 0745-22-1101（代表）

F A X 0745-23-0415

E-mail hoikuyouchien@city.yamatotakada.nara.jp

編 集： 大和高田市 福祉部 保育幼稚園課